

第百十四回国会 参議院社会労働委員会会議録第四号

平成元年六月二十日(火曜日)
午前十二時二分開会

委員の異動

六月十六日

辞任

関口 恵造君
田代由紀男君
石井 道子君

補欠選任

嶋崎 均君
倉田 寛之君
林 道君

六月十七日

辞任

倉田 寛之君
嶋崎 均君
高平 公友君
林 道君

補欠選任

田代由紀男君
関口 恵造君
石本 茂君
石井 道子君

出席者は左のとおり。

委員長

前島英三郎君

理事

佐々木 満君

委員

宮崎 秀樹君
山本 正和君
中西 珠子君
石井 道子君
石本 茂君
斎藤 十朗君
関口 恵造君
田代由紀男君
田中 正巳君
村馬 孝且君
浜本 万三君
渡辺 四郎君
中野 鉄造君
沓脱タケ子君

衆議院議員

社会労働委員長
代理

内閣大臣

厚生大臣

政府委員

厚生大臣官房総務課長

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房老人保健福祉部長

厚生省健康政策局長

厚生省保健医療局長

厚生省生活衛生局水道環境部長

厚生省業務局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

社会保険庁運営部長兼内閣審議官

労働大臣官房長

労働省労政局長

労働省婦人局長

労働省職業安定局長

事務局側
常任委員会専門員

内藤 功君
藤井 恒男君

野呂 昭彦君

小泉純一郎君
堀内 光雄君

末次 彬君

伊藤 卓雄君

多田 宏君

仲村 英一君

北川 定謙君

杉戸 大作君

北郷 勲夫君

長尾 立子君

坂本 龍彦君

水田 努君

花輪 隆昭君

土井 豊君

若林 之矩君

岡部 晃三君

佐藤ギン子君

齋藤 邦彦君

此村 友一君

沖繩開発庁総務局参事官
大蔵省主計局主計官
斎藤 徹郎君

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険制度等に関する調査(厚生行政に関する件)

○歯科衛生士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本労働協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前島英三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び社会保険制度等に関する調査のうち厚生行政に関する件の三件を便宜一括して議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○山本正和君 まず最初に、厚生行政全般の中で若干の問題点をお尋ねしてまいりたいと思います。

昨年が厚生省ができて五十年、こういう時期でございまして、厚生省もことは何か立派な白書を出した方がいいかなという感じがいたしました。そして、

確かに我が国の厚生行政を振り返って見ますと、昭和十三年、いわゆる戦争体制へ国家の総力を挙げていくという時代に生まれたわけではありますけれども、戦後とにかく荒廃の中で大衆国民生活が食べるに事欠く、また伝染病等も随分出まして、発疹チフス、コレラ等、今から考えたらちよつと想像もつかないような状況の中で厚生行政が発達したという、さらには日本の国の敗戦に伴って海外から軍人あるいは引揚者等、大変な状況の中で厚生行政が行われた。

したがって、この五十年を振り返ると、随分その場その場と言ったところから対応して来られた、とにかく国民生活の中で対応して来られた、出てくるさまざまな事柄の中で追われるという要素がなかったとは言えないと思うわけであります。

ただ、昭和四十八年に福祉元年というふうな言葉が使われましたように、ばつぱ本格的に、いわゆる憲法で言うところの健康で文化的な生活、憲法体制下の我が国の社会保障のあり方というふうなことが本格的に取り組まれ始めた、こう言ってもいいと思うわけです。しかし、そういうことの中で、どうしても目先の前に出てくるさまざまな出来事、対処に迫られて、なかなか本格的な形での議論というのがしにくい、展望を立てるというも立てにくいという、そういう情勢にあったことは、これは事実でございます。

しかし、今までの五十年間の中で最初の第一期といえましょうか、昭和二十年代までは別といたしまして、厚生省としてもさまざまな長期ビジョンというものを策定し、これを提起されてきております。今までの五十年間が幾つか出されてきているわけですが、昨年また長期ビジョンが出されました。それに至る経過をひとつ、それぞれどこに問題点があったんだと、そして今度出た長期ビジョンというのはどこに特徴があるの

か、こういうことにつきまして、ちょっとこれは時間をとりそうなお話でありますけれども、簡単にひとつ、特に今度の長期ビジョンと絡めまして従来のものとどう違うんだということに絞って御説明をいただきたい、こう思います。

○政府委員(末次彬君) ただいま委員御指摘のとおり、厚生行政、戦後の荒廃の中から福祉国家の建設を目指しまして幾つかの考え方を示してきたわけでございます。

当面いたします当時の最大の問題といたしましては、医療、年金、これにつきましていわゆる皆保険体制をつくるということが最大の主眼であったというふうに考えておりました、三十年代、いわゆる皆保険の実施を図りまして、その後四十年代にかけましてこの定着を図るということに厚生行政の力点が置かれてきたというふうに考えております。しかしながら、その後の高齢化の状況を念頭に置いて厚生行政を進めなければならぬということと、昭和五十七年七月に社会保障長期展望懇談会、この御審議を煩わしまして、「社会保障の将来展望について」という提言をいただいております。これがもとになりまして、その後年金あるいは老人保健、医療保険、こういった制度改正を実施してきたわけでございます。

さらに、六十一年六月でございますが、政府全体の長寿社会対策大綱を閣議決定いたしておりますが、それと前後いたしまして、厚生省としても高齢者対策企画推進本部から報告を出した。こういうものが素地になりまして、昨年十月、厚生省、労働省共同でございますが、「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」、これを国会に御提出したわけでございます。そのねらいといたしましては、来るべき長寿社会、これを揺るぎないものとするために現在の段階から準備する事項、これにつきまして取りまとめをいたしまして、その実現方について厚生省として努力したいということとを国会の方に発表をしたわけでございます。

このほか、個別の項目につきましては、昭和六十二年には国民医療総合対策本部、これからあるべき医療の姿といった観点から総合的な対策、これにつきまして各般にわたる大部な項目を御提示しております。また六十二年八月には、当面緊急に問題となっておりましていわゆる痴呆性老人につきまして痴呆性老人対策推進本部から報告を発表いたしております。

以上でございます。

○山本正和君 厚生省から発表されましたものをずっと見てまいりますと、確かに各般にわたっての十分な検討といえますようか問題点の指摘、そういう中で取り組まれている部分は私も評価をするわけでありますが、ただ大変心配いたしますのは、今度の六十三年度の発表のものにいたしまして、あるいは従来からの流れの中で心配いたしますのは、例えば国民医療費をとっても、これが目の前に四十兆円になる。さらには、しばらくしたから百兆円を超えるのではないかと、あるいは財政上の問題がどんどん出てくる。財政上の問題からこういう長期ビジョンの問題についてもさまざまな制約が、これは当然行政でありますから財政を無視した議論というのはないわけですから財政も、本来どうあるべきかということから議論が出て、その中で財政的にはかくかくしかじかの問題があるというよりも、何か財政を先に置いてしまつて、その中で一定の枠の中で何が考えられるかというふうな傾向になりそうな懸念を私は持つわけであります。

そういう意味でひとつ、今まではヨーロッパではどうだアメリカではどうだ、いわゆる福祉先進国の状況はどうなんだというふうなことを調べてみたり、そしてその中から我が国がとっている部分をどういうふうな追いつくかというふうな議論もかなりしたことは事実でございますけれども、もうそういう時代じゃない。我が国の産業構造あるいは年齢構成、さらには国民生活の状況、こういうふうなものをきちっと見据えて、そしてその中で我が国が持っている憲法というものが、

の理念、そういうものを含めて本来我が国としては国民生活、憲法で示すところの健康で文化的な生活というものはこうなんだというところから出発した本当の意味でのビジョンの策定というものが必要じゃないかというふうなことを思うわけです。

今度の長期ビジョンでも、今後さらにいろんな検討を加えていくというふうなことで出ているわけでありまして、こういう長期ビジョンというものの考え方について、これからどういうふうな構えて厚生省としては臨んでいこうかと考えておられるのか。

特に、厚生大臣、本当にこれは私もから申しますと、いわゆる私も最後の戦争を経験した人間とすれば、全く憲法体制下で青年期を迎えられ、まさに新しい憲法下の政治をずっと体験された方でございますから、そういう意味で厚生行政の一番基本であるところのこれからの厚生行政の展望、こういうものを立てるに当たってどういふ立場で臨もうとされているのか、その辺をひとつ大臣の見解を承っておきたいと思つております。

○国務大臣(小泉純一郎君) やはりこれから高齢社会を迎えるに当たって大事なことは、現役を引退した後所得が保障される、いわゆる年金の問題と同時に、健康にみんな関心を持っていますから、病気になるかどうかという医療の問題、この年金と医療というものをしっかりと安定したものにしていくなければならぬと思つております。

ですから、年金につきましても、現在程度の給付水準を維持するべくどのような改革が必要かというところで現在法案を提出しておりますが、その年金が安定的に支給されるようなそういう揺るぎない制度をつくる必要がございます。同時に、医療につきましても、いろいろ今各保険制度間で給付と負担の不均衡というものがあつて、これも将来一元化に向けて給付と負担のバランスをとっていく必要がある。さらに福祉につきましても、最近では寝たきり老人とか痴呆性老人というのが

ふえている。これからもふえる傾向というのはいふべきでない。そういうことを考えますと、在宅福祉といふものが在宅サービスを充実していく、さらに施設においてもそういうサービスを充実していく必要がある。

いわば力点を置くとすれば、やはり年金と医療とそして福祉については在宅サービス等に格段の力を入れる必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○山本正和君 大臣、ちょっと私の質問と若干かみ合わない感じがいたしますが、私がお聞きしたいといふのは、年金を申し上げていることは、福祉といふのは一体何なんだと、また厚生行政の眼目は一体何なんだと。それは日本の国に日本人として生まれた人がすべて、この国で生まれた、この国で育つ、この国で働く、そういう中で求め得る幸せのミニマムといふまいしょうか、そういうものの達成のために厚生省がいろいろな意味での施策を講じていかなきゃいけない、こういう理念上の問題で申し上げているわけでありまして、その中で取り上げるべき例えは年金の問題あるいは医療の問題、さらには障害者対策の問題、高齢者対策、いろんな問題がございます。

しかし、要するに日本人として生まれた人が健康で文化的な生活を営むことができる、この国に生まれて本当によかつたなと、こういうことが感じられるような施策を厚生省はまず基本理念として持つべきだ。そのことから、要するに我が国のこの狭い国土、大変大きな人口、しかしそれはいつでも大変活発な活力といふまいしょうか経済的な力、さらには文化的な水準、そういうものにふさわしい我が国の福祉全般をにらみ据えたビジョンというものをやっぱり立てていくべきじゃないか。こういうふうなことに大臣として、こういうと先頭に立って頑張っていきたいと、こういうことを表明していただきたいというのが私の気持ちでございます。

今おっしゃった個々の点については、確かにそういう問題がたくさんあると、その問題の克服に

当面懸命に努力しなきゃいけないと、こういう部分の今のお話でございまして、ひとつ前者の決意の方を、要するにこれから平成二年度の予算編成、あるいはさらにこれから厚生省が今現在あるさまざまなビジョンについての手直しといひましようか見直しといひましようか、そういうものをしていくときに、大臣としてひとつこういう厚生行政の立場に立つて断固として私も取り組みますと、こういう趣旨の御発言をいただきたいと思つて申し上げたのでございまして、その辺ひとつ決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 日本の福祉問題というのは、やはり当初はヨーロッパの揺りかごから墓場までという進んだ諸国のいろんな諸制度を参考にした。最近ではようやく日本の国力も豊かになりました、国際社会の中で非常に大きな力を持つに至った。やはり憲法の前文に示しておりますように、日本国民として大きく考えるならば、日本国家というものが国際社会の中で名譽ある地位を占める、既にそういう状態が着々とできつつある。その中で日本国民としてどうやってこれから日本国のみならず世界のために貢献していくことができるか、これは福祉の分野においてもあるいは医療の分野においても大きく道は開けていると思ひます。

さらに今後、欧米先進国を見習ってきた状態でございますが、これからは日本にないいい面は見習っていく必要がありますが、同時に、最近ではむしろ先進国の専門家が日本に来て、日本の福祉制度というもののについても非常に関心を持って勉強したいという態度が随所に見られる。欧米のよさ、そして日本の風土に合った日本のよさというものもこれから十分に検討して、いろいろな分野において国全体を豊かにしていく。さらに、個人がみんな必要な存在であると、それぞれが役割を持つていられるんだと、老若男女を問わず社会の構成員としてそれぞれがみずからの役割を積極的に見出して少しでも社会の発展のために役立つようなそういう意識を持ちながら、お互い連帯と協調

をもつてこの日本社会の福祉増進に努力していくという形で全般的な福祉政策を進めていく必要があると思ひます。

大変濃密とした意見であります、これからの方針として、まずお互いが国内においてはみんな必要な存在である、お互いが持てる力を少しでも發揮してこの社会を豊かにしていこう、さらには国外に目を向けて日本の持てる力を世界のために積極的に貢献していこうじゃないかという意識を、国家としても、また国民としても一人一人持つことが大事ではないかと思つております。

○山本正和君 ひとつまたいろいろと厚生行政の責任者として今後もさまざまな問題点に当たられまして、そしてひとつ我が国に生まれてよかった、それで日本人であるがためにこうやって生活が享受できる、そう言うことができるような世の中、そして世界のどの国に比べても、極端なことを言いますとそれぞれその国にはその国のよさはあるわけですから、少なくとも我が国に生まれてよかったというものが最低の国の誇りというふうな意味での厚生行政ができるように、大臣ひとつ今後とも十分な御奮闘をお願いしておきたいと思ひます。

それで次に、福祉の考え方の中でいろいろ出ているわけですが、私が思うのは、国がいろいろな意味で最終的な責任、あるいは国が負わなきゃいけない責任というものは大変重大であると思ひますけれども、しかしそれは言いまして、国民生活の第一線であるこの福祉の問題に携わるのは地方自治体、特に市町村の役割が大変重大である、こういうふうな思ひです。

そうすると、国の段階でこういうビジョンを考えると同じように、それぞれの市町村ごとに、私たちの村、私たちの町、その中で、ここで住む人たちは将来はこういう形でもって老後の問題も医療の問題も、あるいは障害者の問題も生活保護の問題も何もかも含めてこの町に住んでいる人はこういうことでやっていきますよと、こういうビジョンがやっぱりあつてしかるべきだろうという

ふうな思ひですが、そういう市町村段階でのその種の問題については一体どういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、また国がそういうことに対して、市町村のビジョンづくりというものに対しては、かわるべき役割はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、その辺をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(末次彬君) 特に社会福祉の分野におきまして市町村の役割が大事だということは、まさに御指摘のとおりでございます。

もともと市町村は、その地域におきます総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即すべきものというふうな地方自治法にも定められておりますし、その際、長寿社会対策という観点、これは極めて重要なポイントであるというふうにお考えをしております。

政府の長寿社会対策大綱におきましても、国、地方公共団体を通じて長寿社会対策の推進に当たつて、施策相互間の連携を密にし、施策の総合化を図るということが重要であるというふうな指摘をしております。市町村におきましても既にこのような観点から長寿社会対策というものの総合的に取り組まれているというふうには私も考えておりますが、厚生省といたしましては、今後とも市町村において長寿社会対策が総合的に実施されますよう、市町村の自主性を十分尊重しながら厚生省として十分留意し御相談に応じてまいりたいというふうにお考えをしております。

○山本正和君 ぜひひとつ、国はあくまで調整の立場、そしてそれからもちろん相談に乗り、あるいは国でなければ持つていないところのさまざまなデータの提供その他はしていただく必要がありましますし、一定の指導的役割も果たさなきゃいけないわけでありましますけれども、主体が市町村である、そういうことでひとつ腰を据えて、そういう意味からいいますと財政上の問題も含めて今後ともその辺の問題は遺憾のないようにビジョンの作成に当たつても考えておいていただきたい、こういうことを申し上げておきます。

それから次に、医療法の改正が平成二年になされようとしていられるやに言われておるわけでありまされども、病院のあり方も含めて大変重要な問題をやらねばならないと思ひますので、この医療法改正の考え方あるいは今検討している具体的な内容についての問題点、こんなものを少しお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(仲村英一君) 我が国の医療の供給の問題を将来的にどう改善していくかということを含めて考えますと、医療法はその基本的な法律のうちの一つだと考えておるわけですが、昭和六十一年に御承知のように国会におきまして二十三年以来制定されております医療法のかかなり大きな改正をしていただいたわけですが、それは今もお話にございましたように地域の医療を計画的に供給する、効率的に供給するというふうなことで各県に地域医療計画をおつくりいただくという改正だったわけでございます。おかげさまで前年度三月三十一日で全県に地域医療計画ができたわけでございますが、今後その地域医療計画をもつと地域に定着あるいは展開させていくということは非常に必要だと思ひます。

同時に、先ほどからお話出ておりますように、日本の社会が非常に変化を来しておりますわけで、いまして、高齢化社会の問題でございまして、それに伴ひまして疾病構造が変化しておりますとか、あるいは医療の技術が極めて急速に進歩したこととございまして、国民の健康に対します意識の高まりでございまして、要望が多様化するなどということ、環境それ自体も非常に変化をしてきておるわけでございまして。

そこで、私どもといたしましては、医療供給につきましても良質でかつ効率的な医療を安定的に供給するためにはどうしたらいいかということで考えておるわけでございまして、その一環といたしまして、やはり医療法につきましても、先ごろ改正をしていただきました地域医療計画よりさらに進めまして、もっと先ほど申し上げましたような環境の変化に対応した法律にしていくべき部分が

あるのではないかとということで、いろいろの角度から検討をしておるわけでございます。

その内容を若干申し上げてみますと、医療施設の類型が今のまま、つまり急性疾患中心であった時代と比べて、あるいは病院と家庭の間の中間的な施設のあり方というのをと考えるべきではないか。それは老人保健施設等も含めるわけでございませうけれども、そういう問題でございませうとか、医療機関の職員の配置につきましては標準が設けられておりますけれども、例えば介護の要素が非常にふえてきたということに対応して今のままでいいのであろうか。あるいはこういう情報化の時代でございますので、国民、患者あるいは消費者と申しますか、そういう方たちに医療機関の行っておりま情報を通ずるにどういふふうな、現在行われております広告規制をどういふふうな緩和していったらいいだろうか。さらには従前の診療科目、内科、外科というふうなものがございましたが、さらに細分化されてきておりますけれども、その表示の問題をどう考えたいのかというふうなことを含めましていろいろ検討しております。現在平成二年の改正をめぐりにいたしまして作業を進めております。

非常に各般広範囲にわたる問題でございまして、前回の改正のときにも、法制の整備その他必要な措置を講じるべきであるという附則が設けられると同時に、附帯決議でもいろいろの御意見をちょうだいしておりますので、その内容に沿って私どもとしても改正の準備をしておるという段階でございます。

○山本正和君 この医療法の改正は、特に病院にあるいは診療所その他の毎日患者さんを迎えている苦勞しておられるところからいってもさまざまな意見があるかと思ひますし、それからまた保険者、市町村ですね、こういうところもいろいろな意見があるかと思ひますが、その辺は十分に意見聴取をされる中で進められるようにひとつ特に要望しておきたいと思ひます。

それからその次に、現在、特に国立病院で、また私立でも大きな病院等で大変問題になっておりますのは、看護婦さんがもう足りない。せっかく資格を持った看護婦さんに病院に来てもらっても、とにかくもう短い期間でやめていかれる。もちろん大変な激しい仕事の量、さらには待遇が余りよくない、そういういろいろな問題もありますけれども、看護婦さんのこの問題、これはこの前から厚生省で言っておられる形で養成機関を大きくするとか、あるいは看護婦さんの資格を取る人をふやすとかいうことだけでは、単にそれだけでは解決できないんじゃないかというふうなことを私は心配するわけですが、その辺についてはどういふふうにお考えでございませうか。

○政府委員(仲村英一君) 看護婦さんの業務でございませうが、ただいま申し上げましたように医療の現場でも非常に対応が変つてきております。したがって、看護職員に要求される知識の幅でございませうとか技術の深さでございませうとか、それを使いこなす判断能力と申しますか、さらにはそれに加えて患者さんに全人的に接触をするというふうなことで、看護職員に対する要望というものは非常に高度化している部分もあるわけでございませう。

そういう点からいいますと、看護婦に要求される業務というのは非常に多岐にわたると同時に高度化をしておるという問題がございませうので、非常に難しい問題がございませう。例えば夜勤の問題一つとりまして、やはり看護婦さんに夜勤をしないでいただくというのはいささか必然的な業務の範囲というところで考えますと、看護業務を単に軽減するということだけをねらいますれば患者さんサービスの低下にもつながるというところで、お尋ねのように非常に難しい問題を私どもとしては含んでおると考えております。そういう点から考えますと、例えば看護補助者の問題でございませうとか、あるいは現在看護婦が行っておる業務で看護婦でなければ行えない業務とそうでない部分とをもう少しはっきりさせたいという御意見も

ございませうので、そういう点を含めまして、量的な補充と同時にそういう点も考えておるというのが現状でございませう。

○山本正和君 これは看護婦さんの全国組織等もありまして、いろいろな意味で地位の向上、待遇の改善というふうなことにしてもいろいろ言われているわけでありませうけれども、私自身が率直に感じまして、看護婦というものの位置づけが我が国の長い医療の習慣といひましようか歴史の中でどうしても低くされてきている。これはやっぱり我が国の医療行政の中でどうしても変えていかなければいけない最初の問題じゃないかというふうなことは思っているわけなんです。

私どもの同じ年ごろの連中が、これはごくわずかですけれども捕虜生活をした。そうしてアメリカの病院にはうり込まれたら、看護婦さんは将校待遇であつたと。ところが我が国の看護婦さんというのは、婦長さんぐらいいかならないならなければ下士官待遇にもならない、かつての陸海軍の病院の話ですけれども、それぐらいい位置づけが違つてきている。いわゆる専門職としての位置づけが非常に弱いと私は思ふんです。

ですから、現実に国家公務員の給与表を見ても、看護婦さんの俸給というのはまだ非常に低く位置づけられていて、あれは行政職に当てはめたらどれぐらいいなるのかわかりませうけれども、特に長い間職能を持って取り組まれる看護婦さんの仕事というのはいささか高く位置づけられてしかるべきだといふふうに私は思ふのですけれども、そういうことも含めて今後の医療行政の将来展望といひましようか、ビジョンの中ではその問題をぜひひとつこれは検討していただきたいと思ひます。

○政府委員(仲村英一君) その国の制度は、その国の歴史あるいは文化とかそういうものの上に成り立っているわけでありまして、ただいま御指摘のようなアメリカの看護婦の社会的地位と申しますか、非常に高いということを私も聞いております。ただ、アメリカでもいろいろ問題があるよ

うでございまして、今おっしゃったようなまさにそのような問題で、看護婦になるよりは医者になりたいとか、そういう問題も出ていふふうなこともちよつと聞いております。

翻つて我が国について今おっしゃったような問題を考えますと、やはり看護婦さんの仕事に対する社会的評価、そういうものをとんとん高めていかなくては行けないのではないかと。いわゆる地位の向上と申しますか、そういう点で言ひますと、いわゆる職業教育的な教育から短大あるいは大学というふうな学校教育にだんだん変わつてくるという現状もございませうので、そういう点では私どもはその傾向自体を非常に歓迎すべきだと考えております。かといつてまた、数も足りないという部分もございませうので、従前の職業教育的な部分もやはり行つていかなければいけないというジレンマ的な部分もございませうが、おっしゃるような方向で私どももさらに待遇改善を含めまして、周りからの申しますか、社会の評価がとんとん高まるようなことでいろいろ考えていかなければいけないといふふうな思つておるところでございませう。

○山本正和君 これは大変当面は難しいかもしれませうけれども、やはり厚生省が粘り強く取り組んでいただかなければいけないと思ひます。私どももこれについては今後も他のいろいろな場所でも問題提起をしてまいりたいと思ひますが、ひとつしつかりお取り組み願ひたいと思ひます。

時間が実はありませんので、あと少し要望の形で看護婦さんの問題に絡めて申し上げておきます。

一つは、病院の中で看護婦さんがもう雑役といひましようか、そういうふうなところに随分追いついて回されている要素がたくさんあります。医療の中で占める単純労働の分野というのは大変多いわけですね。しかし、この単純労働に当たる人たちの確保という問題については、なかなかどうもまだ施策面で弱いのではないかと。最近では保険の点数等にも看護補助者の問題等も加えられておるよう

ありますけれども、その辺のことをもつとちゃんとしていくべきではないか。看護補助者の雇用というふうな問題、それも医療の中にきちんと位置づけてひとつやっていただくように今後のお取り組みを要望しておきたいと思ひます。

それからその次に、いろいろあるんですが、時間がもうあと五分ぐらいしかありませんから、ちよつと事務局長さんの方にお尋ねしておきたいんですが、先日の朝日新聞で、私、厚生省なるほどこんなこともやっておったのかと大変うれしく思ったのでありますが、医薬品モニター制度活性化方策についての研究班の調査というのが出ております。

この中で、要するに、ともすれば医者と薬剤師とかあるいは歯科医師、そういう国家試験を受けて専門性を持った職種を総合的にやっていくという場合に、なかなかその効率的な運用がしにくい弱点がありますけれども、それをかなりきちんと指摘されておられます。それで、恐らくこれはお医者さん大変忙しいし、また病院経営そのものも大変でございますから、なかなかうまくいこといつてないという例が出てくるわけでありまして、けれども、事務局長さんこの報告をござらんになつて、ここでもいろいろ提言をしておるような、若干問題提起もしておるようでありまして、どういふふうにお考えでございましょうか。ちよつとその辺をまず一般的にお伺いしておきたい。

○政府委員(北郷勲夫君) 先生も御承知のとおりでございまして、薬というのは病気に對して非常に有効であるわけですが、反面危険な面もございまして。薬をよりよいものにしていく、より安全に使うようにする、あるいはよりよい薬にする。こういう方向に向けて、薬のメーカーのみならず医療機関におきまします医師、薬剤師が協力すべき立場にあるというふうには考えております。したがって、薬の承認後の使用実績に基づいていろいろな症例から報告をいただく、さらに安全な使用を目指して患者のためになる薬に仕立て上げていく、こういう方向でみんなやっていただ

くということをお願いをいたしております。ただ、その仕組みを知らないとか、あるいはまた忙しいとかいう問題もございしますので、できるだけ協力しやすい形に持っていまして目的を達するようにいたしたいと考えております。

○山本正和君 これが高橋さんという方が、調査の主任を務めておられる国立東京第二病院の副院長さんですが、せめて国立病院は処方せんを出して薬局で薬を出す医薬分業を確立する、そして外来患者の調剤に忙殺されている病院薬剤師の業務を軽減し、その業務の主体を入院患者への服薬指導や薬の効果、副作用の監視に切りかえていくべきだと、こういう提言をしておられるわけですね。この問題については局長はどうお考えですか。

○政府委員(北郷勲夫君) 三十七の国立病院で処方せんを出して薬の安全な使用、入院患者に對する指導に力を入れる、それからまた処方せんを出したところで患者さんいろいろな指導する、こういう計画を保健医療局の方で組んでいただいております。こういう実践というものは非常に今後役に立つものというふうには考えておりますけれども、ぜひ薬局サイドです、こちらでも協力していい形にしていまいたいと考えております。

○山本正和君 医薬分業の方向も若干こういうふうな形から進められるのじやないかと思ひますので、従来とも取り組んでおられる医薬分業の方向を一層ひとつ進めていただきたい。特に医師会等との連絡を強めながら進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、ちよつと私の時間が参りまして、実は健康保険の問題等いろいろお聞きをしたかったのでありますが、最後に一点だけ大臣の見解をお伺いして私の質問を終えておきたいと思ひます。今の我が国の社会保障問題の中で、非常に難しい問題の背景にいつも国民健康保険の問題が出てくるわけですね。ただし、国民健康保険のそもその出発点というのは、国民皆保険という形で医療については国がひとつきちんと見ていきたいと思います。もちろん私が言うのはお金は全部見る、い

わゆる医療無料ということとイコールで言っているんじゃないけれども、少なくとも国が責任の主たる部分を持つ、こういうところから国民健康保険制度が発出したというふうには私は思ひます。

ところが、見てまいりますと、昭和五十七年当時は健康保険料の方は全部合わせて一兆四千億ぐらいの拠出であったのが、その当時国の方は二兆二、三千億大体出しておる。ところが、六十二年段階で見ても国はやはり二兆二、三千億しか出してない。しかし、保険料の方はやはり同じぐらいに二兆二、三千億にまで一兆近く負担がふえてきています。もちろんそれにはさまざまな医療の中に抱える問題があることは事実です、効率化していかなくないいろいろな問題があることは事実です。しかし、そういうふうなお金がかかるとは事実です。しかし、そういうふうなお金がかかるといふことも、どうも国民健康保険というのにも受託者負担というふうな発想に切りかえられようとしていられる感じがしてならないわけですね。もちろん私は受託者負担にするなどということをするべきではありません。しかし、国の姿勢としてどうすべきかということも言つた場合に、国民健康保険が発出したときのあの国民的議論、その精神を忘れてはならない、こういうふうには思ひます。

したがって、その辺について、大臣、確かに財政面というのを私は無視した議論をするつもりはありませぬけれども、出発当時の精神というのはきちつと堅持されるべきだと、こういうふうには思ひますが、それについてひとつ大臣の見解を伺つて私の質問を本日は終えておきたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 国民健康保険というのは大変重要であり、その重要性というものは今後も私は変わらないと思ひます。

確かに、国庫負担の総額は昭和五十七年度に比べて若干減少したことは事実だと思ひます。しかし、これは老人保健制度及び退職者医療制度の創設等による社会保障としての財源構成の変更によるものであつて、国民健康保険制度に對する国の

役割がそれで弱まった、あるいは減つたということにはならないと私どもは受けてとめています。今後も国民健康保険制度というものが健全に運営されていくのに厚生省としては懸命の努力をしていきたいというふうには考えております。

○中野鉄造君 私は、まず社会保障関係費についてお尋ねいたします。

政府は、平成元年度予算の社会保障関係費の対前年度伸び率が六十三年度より大きい、こういうふうに言つておられますけれども、社会保障制度における国庫負担の水準、これが国際的に見てどういふものであるかお尋ねいたします。

○政府委員(末次彬君) 社会保障関係費ということですが、一応厚生省予算ということでお答えをさせていただきます。

平成元年度の厚生省予算の伸び率は対前年度五％でございます。さかのほりまして六十三年度が二・九％、六十二年度が二・六％、六十一年度が二・八％、おおむね二％台の伸びでございますが、平成元年度につきましては五％の伸びということになつております。また、一般会計予算に占めます比率からいいますと、一般会計に對しまして平成元年度は三一・八％、昭和六十三年は三二・一％、六十二年は三〇・八％、六十一年は三〇・〇％、一般歳出に占めます厚生省予算の比率は、近年徐々にございまして比率を高めていくというところでございます。

また、国際的な比較ということになりますと、これはなかなか制度そのものの生り立ちが違ひますので、一概に申し上げることはちよつと困難であるというふうには考えております。

○中野鉄造君 ILOの調査によりますと、我が国よりもはるかに国庫負担の率が高い国が数多く見受けられるのですが、我が国は今おっしゃつたようにいろいろな経緯というものもありまして、けれども低い。それがいろいろな過去の経緯また歴史が浅いということだけではちよつと納得がいきませんけれども、主にその理由、なぜ低いのか、どういふふうには考えられますか。

○政府委員（末次彬君） まず第一点は、高齢化の進行の状況の差によるものであるというふうに考えております。我が国は非常に今高齢化が進行しつつあるところでございますが、欧米先進諸国におきましては、既に相当高齢化の段階が日本に比しますと非常に高いところで、年金あるいは医療にかかる負担が非常に重い段階に至っている。国民負担率ベースでまいりますと、五〇％を超えているところがあります。日本の場合は三〇％台ということでございまして、その差はまさに高齢化の進行状況の違いにあるというふうに考えております。

また、一般会計予算、つまり国の支出という面でもまいりますと、これは例えば医療保険、これを保険主義でやっているかあるいはナショナルヘルスサービスのような租税財源をつぎ込んでいくか、これによっても相当差異が出るというふうに考えております。国際的な比較という面で申し上げますと、国民負担率ベースで比較する方がより正確に比較できるかなというふうに考えております。

○中野鉄造君 今おっしゃった例えばサービス方式と社会保障方式との違いなどだけではなかなか説明にならないのじゃないかという気がするのですが、問題は国がどれだけ責任を持つかということでありまして、国民負担率は国民所得の五〇％未満に抑えるという今までの考えは、これは変わらぬのかどうか。現在、国民負担率というのは社会保障負担が一・五、税負担が二七・三、こうなっております。いかがですか。

○政府委員（末次彬君） 国民負担率に関しましては、これまで臨調答申にも触れられておりますように、欧米先進諸国に比べましてかなり低い水準というふうな一つの目安が示されているところでございまして、全体といたしまして、厚生省としましては、先ほど来御説明いたしておりましたいわゆる福祉ビジョンと称されるものの中におきましても、今後高齢化に伴いまして国民負担率そのものが上昇せざるを得ないというふうに考えており

ますが、極力その水準を欧米先進諸国に比べましてより低い水準で何とか長寿社会そのものを成り立たせていくように努力をいたしたいというふうな考えでおります。

○中野鉄造君 この国民負担率の抑制というのはいわゆる臨調路線、緊縮路線でございまして、五十七年当時の考え方と固執するのは今日ではちよつといささか不適当じゃないかと思うので

あわせて私お尋ねしたいのは、これはちよつと古い資料ですが、衆議院の行革特別委員会、これは昭和五十八年の十月三日の審議の中で瀬島参考人のおっしゃっていることは、結局その当時三・五％という数字があったわけですが、この三五％の内訳、つまり二四％を租税負担、一％が社会保障負担であったわけですが、これから先はいわゆる当時の一％の社会保障負担、これをふやすべきである、こういうようなことを参考人は当時言われておるわけです。

それで、この社会保障の給付と負担の展望について、昨年三月、厚生省と大蔵省の推計が出されておりますけれども、租税負担率に関する試算が同じ時期に大蔵省あるいは自治省から出されております。これらの推計と臨調路線との関係がどういふものであるのか。また、五十八年当時比べる将来人口の高齢化はこれは大きく見積もられているわけですが、にもかかわらず臨調答申の線にこだわる必要があるのか。ないのじゃないか、私はこう思うんですが、この点いかがですか。

○政府委員（末次彬君） 社会保障負担のあり方そのものは、給付の水準と密接に関係いたしております。

私どもが昨年三月にお示しいたしました数字は、現行の制度、施策を前提にいたして将来推計をするというふうな数字を示したわけでございます。例を申し上げますと、医療保険で言いますと全体として八割程度の給付水準を維持する。年金で言いますと現行程度の給付水準、やはり基礎年金で言いますと五十九年度価格で月額五

万円ベース。今回改正案を出しておるわけでございますが、その前提になった試算といたしまして、このレベルを前提にいたしまして将来を推計いたしますと、社会保障負担で言いますと六十三年度推計当時でございますが一・一。これが平成二十二年で十六カ二分の一から十八カ二分の一と、こういうおおむね五割程度の増加になるであろうというふうな推計をいたしております。これは自身は臨調路線そのものと直接関係はございませんが、私どもの方の機械的推計をいたしますとこういう数字が出てくるということでございます。

○中野鉄造君 くだいようですけれども、社会保障の給付と負担の展望を明確にするということ、これは非常に大事なことでと思うのですが、今の段階では改める、これを見直すというお考えはあるのかどうか、いかがですか。

○政府委員（末次彬君） 社会保障負担そのものにつきましては、現在でもおおむねこの推計が妥当なものであるというふうに考えておまして、現行程度の社会保障制度の姿を維持していくためには、社会保障負担としてはこの程度の水準が必要であるという考え方にございましては変わりはないと思っております。

○中野鉄造君 厚生大臣と、大蔵省は見えていまして、両方にお尋ねします。

総理はこの間も言っておりましたけれども、消費税というものは福祉目的税ではなくて、消費税は福祉に使うという考えをおっしゃった。これをどういう意味に理解していらっしゃるのか。消費税による増収分は福祉に充てるし、既存の一般財源の振りかえは行わないと、こういうふうに理解してよいのかどうか。その辺のところを大臣また大蔵当局にお尋ねしたいのですが、いかがですか。

○国務大臣（小泉純一郎君） 今度の消費税は目的税ではありませんから、一般財源として使われるわけでありまして、しかし、福祉関係、厚生省所管の予算となりますと、平成元年度予算におきましては十兆円を超えておりますから、今度の消費税全

額投入されたとしてもまだほかの財源を使わざるを得ない。この税金はここに使いますよということではありませんし、お金にこういう決まった色がついているわけではありませんので、なかなかとりよつては難しいと思ひますが、考え方によつては消費税分は全部厚生省関係の予算に使われますよと言っても、これが別に間違いとか正しいとかという問題ではないと思ひます。

しかし、あくまでも消費税は一般財源ですから、逆に消費税は厚生省関係以外の予算にも全部使いますよということ言えば、それもまた正しいというか間違いでもない。しかし、将来を見据えまして、所得とか資産とか消費というそういうパラメータを考へて今回消費税が導入されたわけでありまして、これが即福祉のものだけに使われるというふうな定義というのは適當ではないと私は考えております。これはあくまでも一般財源であるということ、その全体の予算の中で福祉関係の予算はどれくらいあるべきかというのを考えるべきであつて、消費税は福祉の目的税であるというふうにもしとらえるということがあるならば、それは適當ではないのじゃないかというふうに考えております。

○説明員（斎藤徹郎君） ただいまの厚生大臣の御答弁に尽きておるわけでございますけれども、敷衍いたしまして、私どもが承知しております総理の御発言の趣旨について申し述べたいと思ひます。

総理の御発言は、消費税は国民福祉の充実等に必要と認められた安定化に資するため大幅な減税と引きかえに導入されたものであり、消費税は目的税ではありませんが、消費税導入の趣旨を踏まえ優先して国民福祉の充実に見込めるという趣旨を述べられたというふうに理解しております。

現在、国の社会保障予算は十一兆円近くに達しております。今後の高齢化社会の進展に伴つて毎年増加していくというふうに見込まれますことから、消費税だけで福祉の充実ができるわけではなくと思ひます。御案内のように、現在、社

会保障関係費は平成元年度予算で十兆八千九百四十七億円でございす。一方、消費税取のうち地方への譲与税、それから消費税のうち交付税に回る分を除きました国がネット使える分、これが平成元年度で二兆七千五百億円でございす。平年度ベースで三兆六千億程度でございす。こういうふうに考えますと、十一兆円弱の社会保障関係費に消費税収が実態として充てられているというふうに考えることができます。

したがって、とても消費税だけで十一兆の社会保障予算を賄えるわけではありせんので、今後とも総理の御発言の御趣旨を踏まえまして、社会保障制度の適正化、効率化を図りながら、消費税以外の財源につきましても真に福祉を必要とする分野に重点的、効率的な配分を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中野鉄造君 今大臣がお答えになったように、総理の表明というのは非常に微妙な受けとめ方ができると思うのですが、あえて申し上げますならば、今回の消費税は優先順位からいえばこういう社会保障の方に優先的に回す、こういうように受けとめてもいいのでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 税金はすべて日本国家の福祉増進に向けて使われると言っても私はいいと思ひます。

○説明員(斎藤徹郎君) 厚生大臣のおっしゃったとおりでございます。

○中野鉄造君 例え、この厚生年金保険の改正案では支給開始年齢の引き上げや料率引き上げで国民に非常に不安を感じさせておられるわけですが、今、今の国庫負担をそのままにして問題を解決しようとするからそういうことになるのでありまして、先ほどから言われているように、高齢化の進展に対応するためという消費税の導入目的からではなくても、いわゆる福祉に使うと総理も言っているわけですから、そういう意味から考えても国庫負担水準について多少やっぱりこれは今見直すべき時期ではないのか、消費税を導入する以前と以後では違ってくるのじゃないかと思うのです。

が、いかがですか。

○政府委員(水田努君) 私ども、前回の改正で国庫負担は原則として基礎年金の三分の一に集中するという方式がとられているわけでございますが、

【委員長退席、理事佐々木満君着席】

現行の三分の一水準を維持したいたし、十年後には名目で見ますと二・四倍に国庫補助額はふえるわけでございまして、そのほか高齢者の医療やそれから七十五歳以上の後期高齢者の寝たきりの増大に伴う費用の増大等ございすので、やはり安定収入として確保される消費税の財源というものをどこに配分していくかということは、やはり今後のいろいろな国民のコンセンサスを要する問題ではないかと考えているわけでございます。

なお、私も開始年齢の引き上げというものは、やはり年金制度を長期にわたって安定化し国民の不安をなくす、こういうことを目的に考えているわけでございまして、年金の成熟度合い、それから現実には負担している先進諸国の年金の保険料の負担率その他から勘案いたしまして、私もピーク時における保険料負担を二六％程度に抑えることが妥当であると考えております。そのため十分に時間をかけて段階的に開始年齢を引き上げる、いわゆる後代の負担を適正なものにし、かつ厚生年金制度を長期的に安定化させる、こういう目的でいたしているものでございす。

なお、保険料の引き上げが御案内のとおり国民年金に全部国庫補助を原則として集中するということから、厚生年金の財源は社会保険料によつて賄われるわけでございまして、年金額の改善でありますとか受給者数の増大でありますとか、それから平均寿命が延びておりますので受給期間が大変長くなつてまいっております。これらに要する費用に対応するために、今回、再計算時に二・二％というところで、本人負担は一・一％と極力低く抑えるという形で保険料の改定を考えさせていただいているわけでございます。どうかその点に

ついでの御理解を賜りたい、このように考える次第でございます。

○中野鉄造君 では次に、福祉における公私の役割分担についてお尋ねしたいんですが、まず確認したいのは、社会保障制度の今後に対する大臣の基本的な認識についてお尋ねしたいと思います。

国民の最も期待する社会保障制度というのが、特に昭和五十七年度以降、いわゆる臨調行革路線下において一貫して給付水準の切り下げ、国民への負担増加等がなされる一方で、国庫負担は切り下げられ国民の大きな不安を呼んでいるわけですが、大臣は先日の所信表明において、こうした中で昨年の税制国会に提案されたいわゆる福祉ビジョンを踏まえて活力ある福祉社会づくりに努力する、こういう発言をされておりますが、その中では国民の基礎的なニーズは公的施策で対応するが、多様な高次元なニーズについては個人及び民間の活力の活用を図る、こういう趣旨のことをお述べになっております。

もとより私は民活の必要性自体を否定するつもりはございませんけれども、過度にこれが強調されると、本来公的施策でやるべき分野について個人や民間に肩がわりさせるような事態があつてはならないと思うわけですが、大臣の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 所信表明の考えのとおりなんです、基本的な国民の需要については、これは公的施策を充実していかなくやらない。さらに、やはり公的な機関、国では考えられないような民間のいろいろな発想といたしまして、これが国民のいろいろな要請とか要望にうまくこたえて各サービスなり商品が出てきています。これが日本の経済を非常に活力あるものにしていくわけですが、福祉の分野におきましても、こういう福祉サービスを要求しているかというのは、基礎的な国の施策では満足できないという国民層があつて、民間というのは非常に今関心を持って見ているの

じゃないでしょうか。

ですから、そのような活力というのが出てきていろいろな福祉サービスというものが展開されてくることによって、国民の中に、むしろ国の公的機関の与えるサービスじゃなくて民間の与えるサービスをみずからお金を出しても買いたいというような、そういう機運もあります。これら公的な施策とそういう民間の国民のいろいろな要請があるいは要求の多様化にこたえるような事業が活発になることによって、私は今の福祉施策なり福祉サービスというものが一層高度化、多様化していく、さらに日本国民というものを豊かに、また福祉制度を充実させていく方向につながればなというふうに考えております。

○中野鉄造君 公的、民間、そこを線引きするのは確かになかなか難しい面もあるかと思ひますけれども、しかし公的施策が責任を持つべき分野は具体的にどのくらいに範囲、またレベルを言うのか。仮に寝たきりになった時点で、希望さえすればだれでもナショナルミニマムについては公的サービスを受けることができるのか、こういう疑問を持つわけですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(末次彬君) 基本的にはただいま大臣のお答えしたとおりでございますが、人口の高齢化が進みますと、一つは需要の増大、一つは年齢充実あるいは生活歴の多様化、これを背景にいたしまして需要の多様化、高度化が見込まれる。この二つの要素をどういうふうに対応していくかというところでございまして、これをすべて公的部門で対応するということができませんと、制度的、財政的限界があるだろうというふうなことで考えたわけでございます。

ただいま御質問の基本的な、例えばホームヘルパーのサービス、こういうものを本当に受けられるかというところでございまして、厚生省といたしましては、基本的なただいま申されたような需要、これにつきましては公的な分野で対応するということを基本として考えるべきではないかというふうに考えております。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕

ただ、公的といえども、市町村が直接これを実施するかどうかということはまた少し面が違いうわけでございまして、市町村あるいは公的な分野で責任を持ちつつ民間あるいは第三セクターといったような実施主体に運営を委託するということも、これは十分考えるべきではないかというふうに考えております。

○中野鉄造君 先日の民間老後施設促進法案の審議の際にも、この公私の役割分担、官と民の関係、こういうものが論議されたわけですが、また附帯決議での確認もなされたわけですが、福祉というものが本来民間の市場原理になじみにくい、こういうように私は思うのですけれども、二十一世紀の本格的な高齢化が目前に迫っている。特に社会保障に対する国家の公的責任というものは、こらでももう明確にすべきじゃないかと思うのです。

特に、福祉ビジョンの在宅三本柱については、整備目標について具体的な数字が挙げられております。そこで言われているいわゆるヘルパー五万人、ショートステイ五万床、デイサービス一十万人、という目標が達成された後の整備目標について、去る四月の大蔵委員会においても私質問させていただいたわけですが、これも今もって不明であります。目標が達成された後の整備目標。改めてこれは指摘するまでもございせんけれども、我が国の在宅対策がもとと大幅に変わっている。援護を必要とする老人の増大による将来の需要増というものを考え合わせるならば、本当にこれから明確な整備計画を作成すべきであると思うわけですから、いかがですか、その辺の考え方は。

○政府委員(多田宏君) 先生御承知のように、在宅サービスは現状では非常におくれておりまして、現在お示し申し上げておりますビジョンの線でも、その線まで行くのは相当大変だという認識を持って今懸命の努力を続けているところでございます。

したがって、その水準が達成された後の次の目標というところにつきましてはもう少し先のこ

ととして、それまでにまずとにかく今掲げた目標を最大限のいま実現できるように努力をさせていただきたいというふうに思っているところでございまして。

○中野鉄造君 なかなかその計画というものが明確に現時点では打ち出せないというのは、どういうところにあるのですか。

○政府委員(多田宏君) 先生の御指摘の中に二点あって、私一つの方しかお答えしなかったので申しわけございませんでした。

年次計画をつくるというふうな感じの計画というところをもう一つ御指摘だと思いますが、年次計画の方にございましては、自治体の受け入れ能力というのがあるいは住民の意識なりで整備のスピードというのかなり急激に伸びたりするような変化が出てくる可能性が非常にあるわけでございます。デイサービスも数年前から整備を進めておりますけれども、やつとこへ来て少し各自自治体から積極的な姿勢が見え始めたというふうなことで、整備がぐっと進み始めているといったようなことでございまして、余り年次割りにこだわって細かい年次割りをして整備するということはいかがなものか。とにかく全体として最終的にこの水準に何とか持っていくよというところを、自治体に積極的な取り組みを懸命に要請していくという今の段階ではないかというふうな考えておりますので、年次割りを具体的にこの年次には何カ所何カ所というように整理する考えは今のところ持っておりません。

○中野鉄造君 最近とみにテレビあたりでも三日を上げずして、どうかするとほとんど毎日いろいろな高齢化社会に関連したいろいろな情報を流しております。そういうふうなときだけに、行政が立ちあがるというふうなことがもうそろそろ言われてくるんじゃないかと思うのですけれども、ひとつそこらのところをはっきり早く明確にしたいだきたいと思うのです。

今盛んに、我が国の社会保障はヨーロッパ並みの水準になった、こういうことを厚生省よく言われ

れますけれども、それが果たして本当にヨーロッパ並みなのかと私ちょっと疑問に思うのですが、寝たきりあるいは痴呆老人などの要援護老人対策が、施設対策あるいは在宅対策とも大きくこれは立ちあがっていると私は思うのです。どういうところがヨーロッパ並みの水準に達したと言われているのか、そのところをひとつお聞かせください。

○政府委員(多田宏君) 老人関係の施設あるいは在宅サービス、施設の方についてはかなり急ピッチで整備を進めておりまして、なお待機者も二万人程度おるといふような特別養護老人ホームの状況ではございますけれども、相当進んできた。そして、日本では病院がかなりの程度その需要を代替したと言っている過ぎでございますけれども、そういう関係の機能を果たしてきているというふうな状況もございまして、トータルとして見ると、収容というか入所というふうな感覚の部分はそのなにおくれているというふうには私も認識しております。

ただ、これから高齢者、特に後期高齢者が増加するということの流れでございますから、それについて当然のことながら需要は高まっていくだろうということ、現在の待機者というのをなると早く解消したいという気持ちはこれは持つております。

それから在宅サービスの方につきましては、諸外国に比べると極めて低水準だということは先生御指摘のとおりでございます。ただ、これを単純に外国と比べて人口十万人対というふうなふうに比べるのは私は合っていないのではないかな。なぜかといいますと、日本の家族の住まい方というのが決定的に北歐諸国を中心とした欧州の形態と違っておりまして、そういう実態も踏まえた上で、本当に需要として一体どういふものがあるのかというところをできるだけ正確につかみながら、その需要にきっちりこたえらるるような施策の展開というところをございまして。

○中野鉄造君 そこで、最後に大臣にこれからの所信とお願いをしておきたいのですけれども、今言ったようなことで、この問題についてこれから先具体的整備計画あるいは必要人員、そのための所要額、財源調達、そういったようなものをひとつ明確にして、これが本場の福祉ビジョンであるというものを確立していただきたいわけですが、けれども、大臣の御決意をお尋ねしてこの問題に対する質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今後とも長寿社会対策大綱や基本的考え方目標に沿って、今委員が御指摘されましたような福祉の各施策の充実に向けて一層の努力を払ってまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 次に、中国残留孤児問題について一、二お尋ねしたいと思います。

非常に直近の残留孤児の身元判明率は少なくなっております。こうした事態は年々情報あるいは手がかりが少なくなっているのじゃないか。そういう面はやむを得ないということは理解できなくもないですけれども、これからは今まで以上に関係者の工夫とか熱意が必要じゃないかと思うのです。ところが、もうここらでひとつ調査は少し縮小しようとか打ち切りにしようとかいうような、こういう話も出てくるやに聞いておりますけれども、その辺のこれからの見通し、お考えはどうですか。

○政府委員(花輪隆昭君) 中国残留孤児についてのお尋ねでございますが、今年二月から三月にかけてまして肉親調査を実施したわけでございますが、確かに一五％台の判明率ということで非常に低い判明率になっているわけでございます。

従来までの判明率の経過を見ますと、平均で三六・二％というふうな数字になってきておりますが、実は過去十九回訪日調査を実施しておりますが、流れとして見ますと、趨勢的に昭和六十年年度の時点からかなり下がってきておりまして、六十年年度以前の数値でまいりますと五五・四％、六十年年度から補充調査までの数字で申し上げます

と三〇・四％、それ以降の数字が二二・四％というふうなことになるかと。

先ほど御指摘にありましたように、確かにその理由といたしましては、肉親と離別したときの年齢でございすが、これが五歳未満というふうなことで本人自身がその記憶を全く持っておられない。あるいはさらに既に養父母が死亡しておられる。それから、特に最近訪日してまいっております者につきましては、自分が日本人であるということにつきましまして、最近養父母から知らされた。したがって、養父母に預けられた事情につきましても第三者を経由いたしまして預けられたというふうなことで、養父母自身が直接の情報を持っておられないというふうな状況がございまして、遺憾ながら先生御指摘のとおり大変低い判明率ということに推移してまいっております。

このため、報道機関等の協力も得まして、一人でも多くの孤児の身元が判明いたしますように努力をいたしているわけでございすが、特に近時の状況にかんがみまして、元開拓団の関係者等當時の事情をよく知る人たちが肉親捜しの調査班を編成いたしまして、各都道府県にこれを派遣する。そうして、ひとつ具体的に肉親関係者の情報の収集なり点検をしてみようということで実は六十二年度から着手しております。その結果若干ではございますけれども新しい資料の掘り起こしに成功いたしまして、これが肉親の判明につながったというふうな効果を上げていますような段階でございします。

○中野鉄造君 時間もありませんからまとめて伺いますけれども、御承知のように中国は現在非常に混乱状態にあるわけですが、今年度以降の訪日調査の実施についてどういう影響を受けるというところが予測されるのか、その見通し、それと一いま一つは帰国してきた孤児の自立支援策、これはいけば就職とかあるいはそういうったような日常生活についての概略をお尋ねして私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(花輪隆昭君) 最近における北京の混乱が何らかの影響を与えるのではないかと御心配でございします。

実は、永住帰国のグループがこの国の混乱が起きた最中に既に北京に集結をいたしておりました。果たして訪日できるかどうかということ、若干の心配をしておたわけではございますが、幸い無事帰国のグループは成田へ到着いたしました。所沢のセンターに入ることができたということで、当面その後の動きをいたしましては特段心配されることはないと思っております。それから、今後の肉親捜しの計画でございすが、本年度は当面五十名の肉親捜しにつきましては予定いたしました。必要があればさらにこれに最後の一入まで肉親捜しを実施するということにいたしておりますので、来年度も所要の人員につきましては予算を計上したいということで現在検討をいたしております。

それからさらに、帰国後一番大事な自立の問題でございします。これは先生も御案内のように、昨年実態調査の結果を発表いたしましたわけですが、帰国孤児の七割の者が帰ってきてからというもの、その意味では私も大変安心はいたしたわけではございますが、なお自立助成のためのいろいろな長期的な研修の施設、一年間にわたります研修体制というものを既に一つはございしますけれども、やはり帰国孤児の世帯一つ一つを見ますと、個別具体的にまだいろいろな問題を抱えているようにございします。そういう意味におきましては、自立に向けてさらに私も努力を傾注してまいりたいというふうに考えている次第でございします。

○中野鉄造君 終わります。

○委員長(前島英三郎君) それでは、午後一時に再開することといたしまして、休憩いたします。

午後一時一分開会
○委員長(前島英三郎君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び社会保険制度等に関する調査のうち厚生行政に関する件の三件を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 私は主として原爆被害者に関する特別措置法の関係につきましては質問をいたします。

最初に、自動スライド制と被爆者対策との関係についてお尋ねするんですが、その前提条件として今回の改正法律案を見ますと、改正の趣旨の二項目に物価スライドを自動的に行うんだということが書いてございします。そうすると、この法律改正との関係はどうなるんだらうかという疑問がありますので、まずその点についてお尋ねいたします。

○政府委員(北川定雄君) 従来、健康管理手当等原爆の諸手当につきましては、老齢福祉年金等他の公的給付との均衡を考慮して額の改定が行われてきたわけでございすが、今回提案申し上げている法案の中の方方は、現在提案申し上げておられます年金法の改正案において老齢福祉年金について完全自動物価スライドの導入を行うということをしていくわけでございします。従来から実質的に老齢福祉年金の引き上げに連動して原爆諸手当を引き上げておったところから、今後とも同様の引き上げを行うことを明らかにするということの意味からも、老齢福祉年金と同様に自動物価スライドの規定を置くこととしたものでございします。

なお、今後国民の生活水準が変動する等によりまして物価スライドだけで対応することが困難であり、手当額の構造的水準の見直しが必要となるような状態が生じた場合には、法律上規定されて

いる額につきましてさらに所要の見直しを行うことはあり得るというふうに考えているわけでございします。

○浜本万三君 回りくどく言わずにあつさり言ってもらいたんですが、つまり、諸手当の増額は物価スライドによって毎年上ればやるんだと。ところが、今までは毎年法律の改正案を出されておったわけなんですが、手当はやるんだけれども、法律改正案との関係はどうなるのかということをお尋ねするんですが、例えば、私が初めに聞いたところによりますと、法案の提出は原則として年金政策改定が行われる五年に一度ということになるのではないかと。どうも伺っておるんですが、その点の関係はどうかということなんです。

○政府委員(北川定雄君) ただいま申し上げましたように、必ずしも五年という基準はないわけでありまして、手当額の構造的水準の見直しが必要になれば、そういう場合には法律改正が当然考えられてしかるべきと、こういうふうな考えでいるわけでございします。

○浜本万三君 私の理解では、物価が上がったほど手当は改定する、しかし物価が上昇した以上に手当の改正をする場合には法律改正案を出す、こう理解したんですね。そうすると、物価が余り上がらないときに、あるいはまた物価以上に手当を上げないときには法律の改正案は出さないと。ことに私は理解するわけですね。

そういう場合に非常に問題になりますのは、従来であります毎年法律の改正案が提案されておりました。そして、それを通じて国会でいろんな論議が戦わされて、被爆者に対する周辺のな福祉措置がそれなりに改善されてきたというふうな思いがします。例えば、今行われておる調査の解析結果が発表される時期が近いわけなのでございすが、そういう死者調査などの実態がわかったときに国会でやっぱやりとりをやらなさいかぬと思うんですが、政府側と。そういうときに、法律の改正案がない場合にはなかなかできないという状況に直面するのではないかと私は思

うわけです。そうすると、せっかく被爆者の皆さんがいろいろな意見をお持ちなのに、法律の改正案がない場合にはそういうお気持ちを私どもは国会に反映することができないわけでございます。仮にこれが五年に一回になれば五年間は何にもできないということになるわけですね。それでは本間に被爆者の皆さんに対する手厚い福祉措置というものができないのではいか、こういう私は心配があるもので、今回の改正措置をとられた理由はどこにあるかということを知っておるわけなんです。

○政府委員(北川定雄) 原爆の諸手当額の改定につきましては、従来から先ほども申し上げましたように老齢福祉年金に連動して改定が行われてきた、こういう実績を踏まえて、今回この辺を合理化しようということとで今回の改正法案を提案しておるわけでございます。

なお、先生が非常に御心配をいたしておられます、今後法律改正のチャンスがないと原爆被爆者問題についての議論ができないのではないかと、こういう御指摘であろうと思うのですが、私もどもいたしましては、こういう社会労働委員会の場合もございまして、あるいは予算委員会等における予算審議の場合もございまして、今後とも被爆者の方々からいろいろな御要望があれば、そういう点でそういう場で御議論がいただけますし、また政府といたしましては被爆者の方々の要望に十分耳を傾け、高齢化をする被爆者の援護施策の充実を図ってまいりたい、このように考えているわけでございます。

○浜本万三君 それは大変局長鋭い弁論です。もちろんそれは我々予算委員会でもやりますけれども、やっぱり法律案が提案されて議論するところに真実味があるわけなんです。だから私は今の局長の答弁はこれは了解するわけにいきません。そこで大臣にお尋ねするんですが、今お聞きのように、毎年の法案審議がなされる中で被爆者の対策が前進しておるというふうに思います。そこで今度のような法案の改正措置が行われます

と、被爆者の皆さんに対する積極的な施策がないんではないかという心配を私は持っているわけなんです。そこで、大臣は今後どのようなやり方で被爆者の願いを吸い上げ関連施策を充実されるようにしておるのか、担当大臣としてしっかりと御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 被爆者に対して、今までもそうでしたけれども、いろいろの場において陳情を受けております。また国会におきましても、それぞれの方々から援護策の充実方を望む声も強い。そういう意見を聞きながら、現行法でできるだけの措置を拡充していきたいというふうに考えております。

○浜本万三君 大臣誤解しちゃいかぬのですが、現行法で言っても、それはなかなか法案が提案されなければ、さっき言ったように担当大臣として真剣にやっぱ被爆者の皆さんの要望を聞いていただくことはできないんですよ。そういう点、私は非常に危惧を持っておりますから、今答弁されたそういう精神は今後の施策の中で忘れないようにしてもらいたいと思います。

次は援護法の制定問題についてお尋ねするんですが、私は、被爆のときに筆舌に尽くしがたい生きた地獄の中から現在まで被爆者の方々は生き抜いてこられて、来年は四十五周年を迎えることになるわけでございます。被爆者の心というのは一日としていえることがなかったと思います。逆に言えば、高齢化と病苦と貧困、孤独などの進行によりまして、一層極限を超える状況に追い込まれておると思います。

昭和六十年被爆者実態調査によりまして、そのことが浮き彫りになっておるわけでございます。そのことが、だれであろうともこれは否定することのできない客観的な事実であることは、もう大臣も御承知のことだと思えます。それをお認めになるとすれば、その当時の帰結として、被爆者援護法の一刻も早い制定が必要であると思うわけでございます。

特に私は、地元の広島出身議員といたしまして、

四十九年に議席をいただいて参議院に籍を置かしていただいておりますわけでありまして、それ以来、私自体の重要な政策として、一貫して日本政府が戦争責任を明らかにして、その償いとして国家補償の原則に基づく援護法を制定されるように強く求めてきたところでございます。五十年には本院の本院で趣旨説明をさせていただきます、毎年の法改正の際には援護法の制定を中心として被爆者の福祉対策の充実を強く政府に要求してきたところでございまして、小泉厚生大臣は、前述ある政治家とされまして、援護法の制定についてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか、伺いたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) さきの大戦で多くの方々が犠牲になられたとして、特に原爆による被害というものは、これは大変悲惨なものであった。また放射線による特別の被害という点に着目して、現在の法の中で少しでも施策を充実していきたいということで対処しております。

私も去る三月でしたか広島に伺しまして、あの原爆記念館、市長の案内をいただきましたつづきに拝見させていただきました、改めてあの原爆被害の無残さといえます悲惨さに心を痛めた一人でございます。

戦争による被害というのは多くの国民がひとしく受けたわけであり、今回新たに援護法をもってやるということは、他の戦争被災者の立場も考えて、これまた別の問題なり影響が出てくるんじゃないか。ですから、現行二法で少しでも施策の充実に努めていくということが政府として適当ではないかと思っております。

○浜本万三君 私は、大臣を相当信頼しておったんですが、今のお答えは五十五年の基本懇談報告を、やや失望いたしました。もうちょっとやはり積極的な御発言があるかと思つたんですが、

そこで、ではお尋ねするんですが、援護法制定問題につきましては、大臣も御承知のように、たくさん参議院議員が制定について御賛成の署名

をされておるわけでございます。六月八日時点でどのぐらいらっしゃるか申しますと、参議院で二百九十四名、これは現在人員の五九・二％の数字になります。それから参議院では百四十五名、同じく五八％の賛成を示しておられるわけでございます。こういうような国会議員が賛同署名をされております。この中には、基本懇談報告がなされた当時の総理大臣であられた鈴木元首相もおられます。それから森下元厚生大臣、さらには厚生省の元事務次官をされておりました経験のある議員で戸沢さんと曾根田さんも含まれております。また現在の宇野内閣の閣僚を見ましても、堀内さん、村岡さん、野中さん、塩川さんの四閣僚が署名されております。それから田村衆議院議長も署名されております。党三役でも、水野総務会長、村田政調会長等が署名されておるのでございます。

小泉厚生大臣は、政治家として、今述べたような方々がたくさん署名をされて国会議員の過半数になっておるといふ事実をお聞きになりました、私は政治的な重みをお感じになりました。私にはじゃないかと思ひますが、率直に御感想を承りたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 個々の国会議員の方々がどういふ事情で署名をされたかということについては詳しく承知しておりませんが、やはり国会議員の立場として原爆被爆者の福祉充実策に少しでも努力しよう、施策の拡充に取り組みしよう、そういう趣旨に私は賛同して署名されたんじゃないかと思っております。

しかし、政府として、また私の所属している与党、自由民主党として正式に原爆援護法を制定しようという、そういう結論を得たということは何一つありません。

○浜本万三君 やっぱ個々の議員の皆さんが率直に自分の意思表示をされるということとは、これは政治的には非常に尊いというふうに思います。担当の大臣とされましては、そういう国会議員の御意思を重く見られる必要があるんじゃないかと

思うわけですが。

さらに申しますと、いわゆる基本懇談会というのは戦争被害受忍論というものを示された報告でございますが、当時の総理大臣であられた鈴木先生が署名されておられることは、私は大変意義が大きいと思うのであります。私は、非常に鈴木先生の署名を意を強くして受け取ったわけでござい

ます。こうしたいわば状況の変化を踏まえ、また六十年調査で被爆者の福祉ニーズが一層高まっている状況が明らかになっておりますので、死没者調査の結果も発表されました後には、私は被爆者対策を冷静に見直してもらいたいというふうに思います。そういう用意がおりでしょうか、大臣の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(北川定謙君) この点につきましては長い議論が続いてきておるわけでございますが、私も政府といたしましては、先ほど来大臣がお答え申し上げておられますように、他の一般被災者との均衡ということがやはり大きな要素でございますので、そういう点を考えながら、その枠の中で被爆者対策の充実ということに今後とも一層努力をしていくということで考えておるわけでございます。今回のこれから発表されます死没者調査の結果ですとか、そういう点を踏まえましても、やはり政府の基本的考え方は現在の基本的な方向の上にならざるを得ない、このように考えているわけでございまして、何とぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

○浜本万三君 五十一分までですから、時間があれば後また国の責任論の問題については触れたいと思いますが、時間がありませんので、次にまいりたいと思います。

死没者に対する措置の問題なんです、今までの論点とは少し視点を変えて伺ってみたいと思います。

六十年調査においては、私どもの長年の懸念であった死没者調査が初めて実施され、ことしの夏以降そう遠くない時期に解析結果が発表される

状況にあると聞いておりますが、そこで最大のポイントになると思っておりますのは、全容が明らかにした死没者に対して、国としてどのような措置をとるかということでありまして、現段階での政府の認識を伺いたいと思います。

(委員長退席、理事佐々木満君着席)

○政府委員(北川定謙君) この点につきましては、従来からいろいろな場面で御答弁を申し上げているわけでございますが、六十年調査における死没者調査のねらいといえますのは、原爆の被害というものをできるだけ正確に後世に残す、こういう目的を持っておるわけでございまして、被爆後既に四十年余を経過したと関係者の記憶が薄れないそのうちにできるだけ現在ある情報を把握しておきたい、こういう観点から死没者調査を行ったわけでございます。そういう意味では、この結果をもつて直ちに政府が新しい施策を手がけるというようなことについては考えていないところでございまして。

○浜本万三君 死没者の弔意の問題について、これまでの経過を振り返りながらちよとお尋ねしてみたいと思います。

調査の目的につきましては、政府はかねてから死没者の状況を明らかにするための資料を得るためと、今のようないくつかの資料を得るためと、今のような説明が前からございまして、それはよく承知しております。さきの衆議院での答弁におきましても同様の答えをなされております。これも私聞いております。しかし、弔意をあらわす方法につきましては、六十一年の本委員会におきまして、当時の今井大臣は私の質問に対して、「今回調べましたことによつて、何か私どもの弔意をあらわす方法をひとつ皆様とともに考えてみたい」というふうに答弁をされました。それから、昨年、藤本厚生大臣は、これは十分考えていかなければならない大きな問題だという認識は持っております、こういう御答弁でございました。そして、基本懇談会によつて立つ原爆受忍論についても、放射線による健康被害という特別の事情、特別の犠牲については受忍すべきものであるとい

うふうに考えていない、こういうふうな答弁をされておるわけでありますが、これは当然現大臣も引き継がれた上での御答弁があるものだというふうに思います。

そこで、もう一回小泉厚生大臣に伺うのですが、死没者に対する弔意をあらわす方法について大臣はどのようなお考えを持っておりますしやるのでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 前大臣の答弁も今お伺いいたしました。そして、近く死没者調査のまとまった結果が出るという予定でもありますが、その死没者調査がまとまった段階で、どういう形で弔意をあらわすことができるか、それを検討してみたいと思ひます。

○浜本万三君 死没者調査がまとまった段階で弔意のあらわし方を検討してみたい、こういうふうな伺つてよろしいですね。——わかりました。ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、衆議院の会議録を読みますと、北川局長は、死没者調査をやること自体が亡くなった方に対して弔意をあらわす方法であり、弔慰金のようなものは現段階では考えていないと答弁をされておるわけですが、大臣は本当にこのようないふ方ではないと思つていらつしやるのでしょうか。また、現段階で考えていないということとは、政治的な決断があれば将来的には見直す用意があるというふうにお考えになつておられるのでしょうか。この点、これは局長と大臣、お二方から御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(北川定謙君) 弔意という考え方につきましては、いろいろと御意見があらましますし、その考え方の間には幅があるわけでございまして、政府といたしましては、先国会でも衆議院の方でも御答弁申し上げておりますように、こういう原爆被害の大きさ、あるいは原爆によつて亡くなった方々のお名前をきちんと後世に記録をする、こういうことも弔意の一つのあらわし方ではないか。政府は、現段階におきましては、そういう考え方で進めてきておるわけでございまして。

先ほど来先生が御指摘のような今井元大臣の御答弁の中にも、弔慰金にかかわること等については否定をされておるわけでございまして、これは他の一般の被災者との均衡ということの上に立つて、国民のコンセンサスがどのようにして得られるのか、そういうことを考えた上で慎重に対応していく必要があるという基本的な姿勢をとっているわけでございまして、その点について十分御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) いろいろな各方面の御意見を伺いながら、どういう形で弔意をあらわすことができるか、そのまとまった段階で検討していきたいというのが一番いいのじゃないか。どういう形で調査が出てくるか、またいろいろな方面の御意見がありますから、この時点で結論めいたことを言うよりも、そういうまとまった段階で、先ほど申しましたような、どういう方法があるか、じっくりと検討してみたいと思ひます。

○浜本万三君 わかりました。

それから次は、もちろんこれも調査に基づいた後のことになるかも知れませんが、一つだけ残つて我々が気にかけておりますことは、法律の施行前に死亡した被爆者に対しては、何らかの弔意を示すべきではないか。法律ができてからには死没者に弔意が支給されておるのですが、法律施行以前の被爆者の死没者に対しては、何らかの弔意を示すべきではないかという気持ちがある。この点については再考される余地はございませんか。また、再考されないとすればどういふ問題があるのでしょうか。

(理事佐々木満君退席、委員長着席)

○政府委員(北川定謙君) ただいま先生御指摘の死没者に対する弔意を法律の制定前にさかのぼって支給することができないかという御質問でございますが、これは政府としては非常に困難であるというふうに考えております。

その理由は、昭和四十四年度には弔意が制度

いうものは、現在生きておられる被爆者の方々の
お気持ち、つまり、いろんな不安を抱えて現在生
活をされておられる、その上にその死後の葬祭の
費用等についても非常にいろんな不安を持ってお
られる、そういうことがむしろ健康にいろんな影
響が及ぶのではないかと、そういうような気持ちも
込めて葬祭料というものを支給するという考え方
をとっておられるのではないかと、これはその遺
族に対する弔慰金としての性格を有するものでは
ないわけではございません。したがって、葬祭料
につきましては、制度創設前にさかのぼってこれ
を支給するということは制度上大変困難があるこ
うふうを考えております。

また、被爆者対策は、放射線による健康被害と
いう特別の事情に着目して行われておるものでご
ざいまして、このような状態にない死没者の遺族
に対して弔慰金を支給するという考え方は、先ほ
ど来申し上げておりますように一般戦災者との均
衡上困難があるのではないかと、このように考える
ものでございます。

○浜本万三君 まます援護法制定の必要性を痛
感するわけなんです、続きまして被爆者について
の国の責任問題についてお尋ねをしてみたいと思
います。

私が申し上げております中で最も根源的な部分
は、実は金銭の問題ではないことを知ってもらい
たいんですよ。国家が、みずからの責任と権限に
おいて始められた戦争の被害者である被爆者に対
し、その責任を認め、謝罪する意思があるかない
かということをお尋ねをさせていただきます。こ
の際、大臣にとくと御理解をいただきたいと思っ
ておるわけなんです。一体、厚生大臣は原爆被爆
についての国の責任についてはどう御認識を持
つていらっしゃるのか、この際お示しをいただ
きたいと思っております。

○国務大臣(小泉純一郎君) 国の戦争責任とい
いますか、国の責任ということ考えた場合、原爆
被爆者のみならず、国民一人一人が大きな犠牲を
あの戦争によってこうむったと思います。しかし、

原子爆弾というあの放射線による特別被害、そう
いうものに国としては着目して現行の原爆二法と
いうものを制定し、それによっていろいろな施策
を講じている。ですから、広い意味の戦争責任は
やはり国として感じなきゃいけない。戦争という
ものを起こさなさい、これが国家として、また政治
家として私は最大の責務ではないかと思っております。

○浜本万三君 さつき厚生大臣は、弔意をあらわ
す方法については調査の内容が明らかになった後
にやりたいと、こういうふうにおっしゃいました
のですが、もう一つその問題についてお尋ねいた
したいのは、やっぱりこれは真剣に検討する場を
設けてもらいたいというのが私の気持ちでござい
ます。どういうところで真剣に検討していただい
て、か、検討をする場所ですね、機関といいたし
うか、そういうものについて今お考えは出ません
か。

○政府委員(北川定雄君) 現在、この調査につき
ましては、広島、長崎両市を中心とする現場にお
いて主としてこれは行政当局が中心になって進め
ておるわけでございます。そういうところから、
この調査の結果の取りまとめというのは行政内部
で取りまとめを行うということになるわけではご
ざいます。その結果を踏まえてどのように考えて
いくのかというふうなことも大臣が御答弁申し上
げているところでございます。現段階では、ま
だどういう形がいいのかというようなことにつ
いては行政当局としてはお答えするものを持ってお
りませんので、先ほどの大臣の御答弁を踏まえて
慎重に検討してまいりたい、このように考えてお
ります。

○浜本万三君 さつき私は、死没者調査のまとめ
るめどについて私の聞いた推測の範囲で申し上げ
たのですが、つまり夏までということは何って
おったものですか、そういう話を申し上げたので
すが、これはいつごろまでに大体まとめられる見
込みなんでしょうか。私が夏までという思いの
まま申し上げても何かこれはつきりしないように

ございまして、いつごろまでにまとめられる見
通しであるのかということをお尋ねいたした
と思います。そして、まとめられる中身の骨子
のようなものももしわかればお知らせをいただき
たいと思っております。

○政府委員(北川定雄君) 取りまとめの時期につ
きましては、私もこの夏をめどにということふ
うに考えてそのようにも申し上げたこともあ
るわけでございますが、実際問題として、この調査は具
体的に手がけてみるというんな問題を含んでお
るわけでございます。これは浜本先生も現地のお話
などを伺ってあるいは御存じをいただいております
というふうにも思いますが、今回の六十一年の調
査にあわせて行なったわけでございます。

その際に、例えば一人のAという人に対してい
ろんな方が記憶をたどって記載をされておられる
わけでございます。この延べ数というものは非常
に多くなっております、四十四、五万ぐらいの
数になっておるわけでございます。この数の特
定というものはなかなか難しい。これは重複が
かなり入っておりますわけでございます。しかもそれ
は姓名とか生年月日とか、あるいは死亡された時
期とか、病状とか、こういうものを突き合わせて
いってみますとなかなかうまく一致しないとい
うようなことが起こってまいるわけでございます。

それで、それを何とかいんな推論を重ねなが
ら現地で整理をして、その上でさらに、既に広島、
長崎両市が保有しております死没者のいんな記
録があるわけでございますけれども、過去のそ
ういふものとマッチングをしながらさらにアウト
ラインを明確にしていく、こういう作業がどうして
も行われなければいけないわけでございます。そ
のため非常に大きなエネルギーと日時を要して
おるわけでございます。そういう点で大変私ど
の最初の見出しが悪かった点については反省を
しておるわけでございますが、やはり百点とい
うものではなくても現在取りまとめたものにつ
いてある程度早く報告したい、こういう気持ちでや
っております。

○政府委員(北川定雄君) この自由記載欄は、調
査を企画した私どももいたしまして、被爆者、
被爆を受けて生存をされておられる方々の生の声
をいかに記録にとどめるか、こういう観点から
行なったわけでありまして、調査の結果を拝見しま
すと、簡単なものもありまして、非常にるるそ
とときの状況を記録されたものがありまして、精粗
まちまちであるわけでございます。

そうして、どのような項目になるのかというこ
とでございますが、これは非常に言葉で申し上げ
ると簡単なことになりまして、性、年齢別に、ど
の時点でどの地域で被爆した人が、どういうふう
な病気でいつ亡くなっていかれたかということ
をできるだけ正確にまとめていきたい、このよう
に考えているわけでございます。

○浜本万三君 だから私は、中間報告的なものを
していただいて、それに対していろんな意見を伺
って立派なものをまとめてもらいたい、こういう気
持ちでもう数年前から中間報告中間報告というこ
とをあなたにお願いしておるわけなんです、な
かなかそれができない。だから私は、今ある程度
まとまったものというふうな発言したのでそれ
に期待をしておるのですが、とにかく夏の時点
でまとめたものは発表して、皆さんから意見を聞
いていいたとめができるようにやってみてほしい
と思います。

それから次は、最も私が重視しておりますのは
自由記載欄の記載の扱いなんです。これは単に被
爆者の年齢とか性別とか被爆の状況等を統計的
に集計することだけではだめだと思っております。特に、
自由記載欄の分析を含めることは重要であるとい
うふうに思います。したがって、この欄の取り扱
いについてどうされようとしておるのか説明願
いたいと思っております。

○政府委員(北川定雄君) この自由記載欄は、調
査を企画した私どももいたしまして、被爆者、
被爆を受けて生存をされておられる方々の生の声
をいかに記録にとどめるか、こういう観点から
行なったわけでありまして、調査の結果を拝見しま
すと、簡単なものもありまして、非常にるるそ
とときの状況を記録されたものがありまして、精粗
まちまちであるわけでございます。

援護法の制定についての考え方だとか、あるいはいろいろな手当の充実だとか、あるいは健康診断制度の問題だとか、さらには被爆者のいろいろな惨状を訴えるものであるとか、その他いろいろあるわけですが、十一項目にまとめてどんな記載があったのかということは今集計しておる段階でございます。

したがって、被爆者の方々の健康に対する不安だとかその他の要望がある程度そういうところから具体化した答えが出てくるのではないのかな、こういうふうな思っておるところでございます。

○浜本万三君 時間がないので、この点につきまして要望しておきたいと思ひますのは、人類史上二つとない貴重な調査であり、また我々が後の世代の人的確に伝えなければならぬ歴史的な意味を持つておるものだと思います。それだけに、可能な限り原爆被爆の実相が明らかになるような形で報告の取りまとめを強く要望しておきたいと思ひます。

それから次は、毒ガスとの因果関係の究明について、大久野島問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

大久野島の毒ガス被害対策につきまして、かねがね厚生省も意を用いておられると思うのでありますが、これは先般の本委員会におきまして私から質問をいたしましたのでございますが、大久野島の毒ガス製造工場とその仕事に従事しておりました者のうち、軍との間に身分関係のあったいわゆる旧令組合員と、それから国家総動員法、徴用令等により徴用された動員学徒、人夫等の毒ガス被害者の援護対策に相当の開きがあるのではないかと私は思ひます。これを埋めてもらいたいという質問を何回もしたのですが、当局の方ではこの差異を、共済組合員とは作業内容が異なるため組合員ほどの症状の者がないということ、そういう回答でございました。私が伺っている範囲内では、実際こうした方々が同じような症状であるということも伺っておるわけでございます。

きに、厚生省の担当局長さんが、本当に差がなかったかどうかを確認する作業から始まる旨の答弁をなされております。毒ガスの因果関係についての疑問点の究明はその後の程度進んでおるのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

それから、あわせてお尋ねをしておきたいと思ひますのは、私の気持ちといたしましては、ぜひ一刻も早く究明を行ってほしいと、救済面での格差の解消に努めてもらいたいと思ひております。以上、二つの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 大久野島の毒ガス問題については、ただいま先生が御指摘いただいたままにそのとおりの経過をたどっておるわけでございまして、その結果として、現在、厚生省といたしましては現地の専門家を中心に研究調査班を組んでおるところでございます。六十三年度から具体的な作業に入っておるわけでございますが、現在いろいろな資料の収集あるいは情報収集というようなことをやっておるところでございまして、三年くらいをめどにいろいろな問題点について一つの結論を出したい、このように考えておるわけでございます。

それから第二の点の、旧令共済関係者とそれから動員学徒との差という点、同じような状況が確認された場合にはそれなりの対応をする必要があるという点については、私どもも事実がそういうことであればそういうための対応をしていく必要があるというふうな考えておるわけでございますが、いずれにいたしましても、もっと科学的な分析が進んだ段階でどのようにするかは検討させていただきます、このように考えております。

○浜本万三君 大臣にこれはお願いしておくんですが、一刻も早く究明を行ってほしいと、恐らく差がないんだらうと思つたので、旧令共済の組合員と同じような措置を他の人にもとてもらうように要望しておきたいと思ひますが、大臣ちょっと、よろしいというふうに答えてください。

○国務大臣(小泉純一郎君) 現在、事情について専門家の方々に研究をお願いしている段階でありますので、よく結果を見て検討していきたいと考えております。

○浜本万三君 時間が来たので最後の質問に入りますが、先般私が地方に帰っておりましたら、私どもの方の地方の新聞の中に「放影研移転決定」という見出しで、ほぼ広島大学工学部跡地に放影研が移転する旨の報道がなされておりました。

この記事によりますと、来年度予算で恐らくこれは調査費ぐらいつけなければ準備が間に合わないんじゃないかというふうに思ひますけれども、放影研移転の現時点における状況と、来年度は予算の中で調査費等をつけられる用意があるのかわからないか伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 放影研の移転問題につきましては、地元では大変重大な関心が持たれておるわけでございますが、これは昭和五十五年の十月に広島市から移転の申し出があったことは事実であります。また現段階で政府としてあるいは放影研として具体的な話し合いには入っている段階ではございません。

御承知のように、放影研の運営にしましては日米両国が共同して行うという形になっておりますので、移転の内容についてこれからさらに具体的な話が進めば放影研とも政府は協議し、また米側とも相談しながら検討してまいらなければならないわけでございますので、来年度予算において直ちに調査費というところまではまだまいってないというのが実情でございます。

○浜本万三君 大臣新聞の方が先行しておるんですが、来年度予算も調査費ぐらいつけなきゃいかぬだろう、そういうふうな言っているの、もうちょっと決まっておることがあればはっきり言っておいてください。

○政府委員(北川定雄君) 現段階におきましてはまだそこまで具体化しておりませんので、今後関係者の間で十分に議論してまいりたい、このように思っております。

うに思っております。

○浜本万三君 時間が来ましたので、終わります。○渡辺四郎君 大変済みません、突然の質問通告であります。先ほど山本委員の方から国民保険料関係の問題についての質問がありました。次の二つについてちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

国民年金も毎年四百円ずつ引き上げていくという方向を出されておる。その中でやっぱり国保の徴収というのはほとんど取納率は低下をしていますが、徴収率の向上のために大変な実力は入れておられますが、問題は非常にやばい財政が厳しいものですから、この徴収に当たる職員は非常勤職員の活用を非常に多く進めてきた。その非常勤職員の労働条件というのが非常に実情は劣悪であつて、厚生省にお聞きをしたいのは、第一点は、このような状態の労働者をどんどんつくり出していかどうかということとをまずお伺いしたい。

それから二つ目に、今私が申し上げたことそのものは厚生省にも責任があるというふうには申し上げたわけですが、と申し上げますのは、徴収のために例えば非常勤職員に何人委託をしても、事務費の算定そのものが御承知のとおり被保険者の数で決まるという事務費の国庫負担の現在のあり方、ここらについて私はやっぱり不合理ではないか、だから現在の国庫負担のあり方そのものを厚生省は抜本的に検討すべきではないかというふうな思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(坂本龍彦君) 国民健康保険の保険料の徴収は、いわゆる被用者保険のように源泉徴収ができませんので、確かになかなか困難な問題が多いわけでございまして、各市町村においても非常に苦勞をされておるわけでございます。

その際に、ただいま御指摘がありましたように、本来であれば市町村の常勤職員が徴収に当たるということでありますけれども、現実問題といたしまして、いろいろな職業の方あるいは生活状態の方が被保険者の中におられますので、例えば常勤

職員よりも非常勤の職員がこの徴収事務に当たった方が収納という意味で効率的であるというケースも考えられるわけでございます。例えば、非常勤の方でやりますと勤務時間等の関係もございまして、また相手方の都合に合わせた活動もできるということ、厚生省としては市町村の実情に応じてどのような方を徴収に当たらせるかということとを判断して実際にやっていただきたい、こう考えておるわけでございますので、一律に非常勤職員でやれというようなことを言っておるわけではございません。

また、事務費の国庫負担の問題でございますけれども、この事務費につきましては、保険料徴収のほかに適用あるいは給付その他全体の事務を対象としておるわけでありまして、基本的にはやはり被保険者数を基本とせざるを得ない。各市町村いろいろな事情があると存じますけれども、そういった個別の事情について直接対応するというのは実際には困難であるわけでございます。しかしながらその際においても、例えば世帯数であるとかあるいは被保険者の異動の状況であるとか、あるいは給与の高低による地域区分といったようなものを勘案してこの算定をいたすことになっておりますし、また現実に事務費の交付の単価については人件費の動向等を考慮して毎年改定を行っている、こういう状況でございます。○渡辺四郎君 あと回答は要りません、時間がありませんから要望しておきます。

平成二年から国保そのものを抜本的に見直すという政府の方針もあるようですから、今あなたがおっしゃったように財政がゆつたりあれば正規職員を配置する、実際財政がないものだから無理してやっぱ非常勤職員の皆さんをお願いしているわけですね。そういう実情も踏まえて、抜本改正を目指す段階ではひとつ検討の課題に入れていただきたい、要望しておきたいと思っております。

大変申しわけありません、関連して労働省の婦人局の方にお尋ねをいたしますが、先般来厚生省の方も高齢化社会に向けての老人福祉対策なんか

について、実は大幅な特に女子労働者を中心に増員計画等、あるいは職種の人員増を計画しております。今、全体の労働人口の中の約四〇％近くが女子労働者で占められておる、ますます増大するであろうという傾向にあるわけですね。

そこでお尋ねしたいのは、今日まで与野党の先生方、特に婦人議員の先生方を中心にいわゆる育児休業法問題について法制化を要求してまいりました。しかしその後、現在では野党の議員提案として継続審議になっております。

婦人局にお聞きをしたいのは、この労働時報の中にもありますように、婦人局で「育児休業制度のおすめ」ですか、そういうことで奨励をしながら、ことしの十月、一カ月間を奨励期間、普及期間だということに設定をされました。いろいろな行事を含めて取り組みをされておる、あるいは奨励金として最高百万円というようなことで支出をしながら実施をしております。

その調査の結果の中でも、ここに書かれておりますように「女子労働者のなかには、職業を生産のものとして継続し、職業人としての経験、能力を伸ばすことを望む人が増加しています」と。そういう希望がありながらなぜ婦人労働者が定着をしないのかというのが第一点です。

ですから、私が今野党として提案をいたしておりますのは、やはりその一番大きな原因というのは、育児休業期間中の生活保障がないから、そういう希望がありながらもなおかつ育児と職業の両立ができないということでおやめになる、一たん退職した後で育児が終わってまた再就職なさっておる婦人労働者が多いのではないかと。ですから、どうしても第三次産業中心に婦人労働者が進出をしておるという実態があるようです。

そういう中で現在一四・六％ですか、六十年までの普及率が、先般来の委員会でもありましたように、労働省の調査でも年間一％程度しか伸びていない。だから、労働省としては制度の伸びない原因は一体どこにあるのかというのが第一点。二つ目の問題として、今野党から提案をしてお

ります議員提案、この法律案を基礎としながら政府案として育児休業法を出すお考えはないかどうか、この二つについてお聞きをしておきたいと思っております。

○政府委員(佐藤吉子君) 育児休業制度につきましては、先生今お話しございましたように労働省でも一生懸命努力をいたしておりますが、必ずしも普及率は伸びておりません。一四・六％ということでございます。

この普及率がなかなか上がらない理由は何かというところでございますが、私どもがこの制度を導入しております使用者に對しまして、導入した後どんな問題が生じたかということ聞いています。調査があるのでございますが、そういう中では、一つは育児休業をとっております方の休業中の代替要員の確保が難しいということ、それから仮にそういう方たちを確保できても今度はお休みをしていた労働者が戻ってきた場合に代替要員は今度は必要がなくなるわけでございますが、そういう人たちを解雇するとかそういうことが難しいという処遇上の問題。それから、休業中に社会保険の資格を続けようとしたら、労働側、使用者側両方の社会保険料の負担分がございまして、このコストの負担の問題があるというようなことが上がっているわけでございます。

もう一つは、女子の能力を長期的に活用していくという考え方が必ずしもすべての企業で十分に浸透していないということも普及に限界があるというこの大きな要因ではないかと考えまして、そういう点では均等法の定着などを通じて企業で女性に育児休業をとっても続けてもらいたいと思えるような体制に私どももつくってきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、今先生からお話しございました野党の四党の共同提案を基礎にしながら政府案を出すつもりはないかということでございます。私どもも四野党でお出しになりました育児休業法案を拝見させていただいておるところでございますが、先生御存じのとおり政府案をお出した

します場合には、私どもの場合には労使公益三者構成の審議会におかけして、そこでの一応の御承認をいただくということがないと政府案は出せないわけでございます。雇用機会均等法案につきましても御審議いただきました審議会、育児休業の法制化につきましても長い間大変御熱心な御議論をいただいたわけでございますけれども、御結論としては我が国の普及率もまだ一割強ということとを考えると、この段階ですべての企業にこの制度の実施を強制することは困難なので、当面は行政側が積極的に指導、援助をしてな一層の普及を図るようという御指摘をいただいているところでございます。

そこで、私どももいたしましてはさらにいろいろな工夫もいたしながらこの普及に努めていきたいと考えております。今年度は業種別の会議、その他先ほど先生からも御指摘いただきましたけれども、さまざまな努力を積み重ねていきたいと考えております。

○斎藤タケ子君 それでは、大変限られた時間です、幾つも聞きたいことがあるんですけども、きょうはとりわけ大臣の所信に対する質問をぜひやりたいと思っております。というのは、厚生行政というのは、福祉、医療、年金その他国民生活にとつて大変重大な問題を担当しておられる省でございますから、大臣の基本姿勢等がどうちを向いているかということが国民の大変大きな期待になっておるところでございますので、これをお聞きをしたいと思つたんですが、きょうは会期末でありまして法律がどうか来るといふ段階で時間が十分にありませんので、残念ですがその基本姿勢をお聞かせいただくことはきょうは一応やめておきます。

早速法案に入っていきたいと思いますが、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に関連をいたしまして、私はやはり戦後処理という問題がいまだに幾つか残されているという点を痛切に感じておりますので、そういう立場からいわゆる沖縄県の八重山地域におけるマラリアの

犠牲者の状況、いわゆるマラリア地獄と言われたその実態等について申し上げまして、大きな戦後処理問題が残されているという思いを深くしておりますので、その点でぜひ厚生省、政府関係者がその問題に注意を喚起して対応していただきたいと思っております、その問題を最初にお尋ねしたいと思っております。

今申し上げました沖縄におけるマラリアの犠牲者の問題というのはこれは随分ひどいなと思っております、多くを申し上げたいんですが限られた時間ではなかなか言えないような悲惨な状況でございます。

状況は終戦の年、つまり昭和二十年でございますが、沖縄県八重山諸島、八重山諸島というのは石垣島や西表島を中心に十九の島から成っておりますけれども、この島の住民に対して当時マラリアや風土病の感染地域、有病地帯として大変恐れられていた西表島に日本軍が強制移住を命じた。離島の方々はそれでは死に行けというようなものだと言って随分抵抗したようでありましたけれども、軍の命令に背くのかと軍刀を振りかざしておどかさず無理やり一人残らず移住をさせられた。その結果、案の上住民は次々とマラリアにかかりまして、三千六百四十七名が死亡するという悲惨な事件が発生をいたしております。三千六百四十七名という大変な数でございますが、それがどの程度かわからないと思っておりますけれども、これは八重山群島全体の人口からいまして一割を超しているわけですね。そういう悲惨なことが起こったということが報ぜられております。

厚生省にお伺いをしたいんですが、こういう事実があったということは御承知になっておられますか。

○政府委員(花輪隆昭君) マラリアの沖縄住民の被害の問題でございますが、沖縄強制疎開マラリア犠牲者援護会から面会の申し込みがございまして、私も伺いたしましては近々その詳細につきまして状況をお聞きする、こういう段取りになっております。

○奮脱タケ子君 私どもも最近になってこの悲惨な事態を承知をしたわけでございますが、今厚生省も、これは沖縄強制疎開マラリア犠牲者援護会でしたね、そういう団体が面会を申し込みに来ておるので具体的には詳しく聞こうという状態ですね。というのは、そういう事態だということ国側の側面からいしても、厚生省の方でもこのマラリア被害の事実関係については必ずしも今正確な状態というものを確認しておられないということなんです。

○政府委員(花輪隆昭君) はい、そのとおりでございます。

○奮脱タケ子君 私は政府の責任として何だと言っているところではないと、やっぱりそれ無理もないなという感じもするんです。

その理由は、一つは、沖縄というのは昭和二十年四月の沖縄本島での米軍上陸、いわゆる沖縄決戦で沖縄では民間人が十万人亡くなったんです。これが大変強烈な戦争の犠牲としての印象が頭に焼きついておるといふようなこと。だからそれが中心の把握になっていて、この八重山群島の三千六百四十人という方々の存在というのが少々はその陰に追いやられていたのかなという感じも一つはいたします。

もう一つは、このマラリア地獄の被害というのは余りにも深刻であって、生き残っておられる方々が思い出すのも言うもの嫌だということ長い間口を閉ざして語らなかつた、そういうこともございます。今だってお目にかかりますと、もうその話はしないではないとおっしゃる。御婦人の方でずっと涙になってお話をできない、こういう状況になっておられるわけでございます。ですから、戦後四十四年もたつておられるにもかかわらず実が隠されたままになってたというものが率直なところではなからうかと思っております。

当時の八重山諸島の人口からいまして、三千六百四十人のマラリア死亡というのは五人に一人がマラリアにかかって十人に一人は亡くなったということになるんですね、人口全体から見ますと。

中でも死亡率の高かったのは石垣島の平得で人口の三六％、それから真栄里では三二・七％、大浜では二五・六％、離島であります波照間島では三六％と、ちょっと想像もできない高率になっておるわけでございます。したがって、私はその地域で人口の二〇％、三〇％という方が病気で一挙に亡くなつていく姿というのは大変な状況だと思っております。

八重山諸島の中で大きな被害をこうむつた一つの離島であります波照間島を例にとりますと、当時の人口は千二百七十五名なんです。うち九八・七％に当たる千二百五十九名がマラリアにかかっておられます。そのうち四百六十一名の方が亡くなつておられます。これは全人口の三六％に当たる数字で、島の住民の三人に一人は亡くなった計算になるわけでございます。この波照間の人たちが軍刀でおどかさながらマラリアの有病地に追いやられた、そのことの恨みというのは今も関係者の御意見を伺いますと胸に迫るような思いがいたします。

この竹富町の波照間出身の保久盛長さんという方がおられます。この方は現在竹富町の町議会で副議長を務めておられる有力者のお一人でございますが、私もこの方から直接話を聞きましたけれども、昭和二十年九月、この方が軍隊を除隊になつて波照間島に帰つてきたら、もうあちらもこちらも全部マラリアだらけ。自分の家族はもうろくに、近所も親戚もマラリアでほとんど全員が倒れてしまつておられる。お姉さんの嫁いでいた大泊さんというおうちでも、なんと十七人の家族のうちこの姉さんを除いて全員が亡くなつておりました。ちょっと想像もつかないような実態でございます。

これはこういう事例を申し上げたら無数にありますが、これも例えはこういうものもあるんですね。波照間は随分ひどい目に遭つて、大浜村民がどういふ状態になつてたかという、ヤラブさん一家というのは八人が全員死亡しています。大泊さんのお宅は一家十七人中十六人が亡くなつておる。

大泊清士さんのお宅は十四人中十一人が死亡しておられる。これは生き残つておられる仲本トシさんがおつしやつておられるんですが、その方は自分の御主人をやつぱりマラリアで亡くしておられる。

無数にありますが、きょうもおいでいただいているかと思ひますけれども、浦中タカ子さんとおつしやる方にお話を伺いましたが、この方は十五歳のときにやはり西表島に家族全体で、牛を全部処分をして、夜中に真つ暗になつてから小さなお舟で強制的に離島したそうですけれども、御家族が十一人中マラリアで九人まで亡くなつておられる、こういう状況なんです。私はそのお話を聞いただけでいかに悲惨だったかと思つておられますが、なかなか口を割らない島民の皆さん方の話をばつぱりと伺つて、大体どんな状態だったかといひますと、おうちで御家族が五人、七人、全部頭を並べて高熱にうなされてうんうん言つて病氣にかかつておられる。子供さんは亡くなつてしまつたお母さんのおっぱいにしゃぶつておられるとか、あるいはマラリアの高熱で脳症を発症した父親が自分の排せつ物を食べているとか、もうとにかく口では言えないような悲惨な状態というのが起こつた。だから、現地の方々は今でもそのときのことを思い出すと、まさにマラリア地獄と呼んでおられます。

それにしても、昭和二十年という終戦の年、三月二十六日には米軍が既に慶良間島に上陸しているんです。四月一日には沖縄本島に米軍が上陸を開始しております。この年の六月になつて日本軍が八重山群島の住民に対して強制移住の命令を出したという理由がさつぱりわからない。これは島民の皆さん方もおつしやつておられます。島民の方々だけではなしに、沖縄県の県史第十巻でも明確に書いてあります。「日本軍が、これらの竹富村の島民に、石垣島での避難命令、いや退島命令を下したその目的が何だったのか今日なお疑問である」といことが県史にも明確に書かれておるわ

る。大泊清士さんのお宅は十四人中十一人が死亡しておられる。これは生き残つておられる仲本トシさんがおつしやつておられるんですが、その方は自分の御主人をやつぱりマラリアで亡くしておられる。

無数にありますが、きょうもおいでいただいているかと思ひますけれども、浦中タカ子さんとおつしやる方にお話を伺いましたが、この方は十五歳のときにやはり西表島に家族全体で、牛を全部処分をして、夜中に真つ暗になつてから小さなお舟で強制的に離島したそうですけれども、御家族が十一人中マラリアで九人まで亡くなつておられる、こういう状況なんです。私はそのお話を聞いただけでいかに悲惨だったかと思つておられますが、なかなか口を割らない島民の皆さん方の話をばつぱりと伺つて、大体どんな状態だったかといひますと、おうちで御家族が五人、七人、全部頭を並べて高熱にうなされてうんうん言つて病氣にかかつておられる。子供さんは亡くなつてしまつたお母さんのおっぱいにしゃぶつておられるとか、あるいはマラリアの高熱で脳症を発症した父親が自分の排せつ物を食べているとか、もうとにかく口では言えないような悲惨な状態というのが起こつた。だから、現地の方々は今でもそのときのことを思い出すと、まさにマラリア地獄と呼んでおられます。

それにしても、昭和二十年という終戦の年、三月二十六日には米軍が既に慶良間島に上陸しているんです。四月一日には沖縄本島に米軍が上陸を開始しております。この年の六月になつて日本軍が八重山群島の住民に対して強制移住の命令を出したという理由がさつぱりわからない。これは島民の皆さん方もおつしやつておられます。島民の方々だけではなしに、沖縄県の県史第十巻でも明確に書いてあります。「日本軍が、これらの竹富村の島民に、石垣島での避難命令、いや退島命令を下したその目的が何だったのか今日なお疑問である」といことが県史にも明確に書かれておるわ

る。大泊清士さんのお宅は十四人中十一人が死亡しておられる。これは生き残つておられる仲本トシさんがおつしやつておられるんですが、その方は自分の御主人をやつぱりマラリアで亡くしておられる。

無数にありますが、きょうもおいでいただいているかと思ひますけれども、浦中タカ子さんとおつしやる方にお話を伺いましたが、この方は十五歳のときにやはり西表島に家族全体で、牛を全部処分をして、夜中に真つ暗になつてから小さなお舟で強制的に離島したそうですけれども、御家族が十一人中マラリアで九人まで亡くなつておられる、こういう状況なんです。私はそのお話を聞いただけでいかに悲惨だったかと思つておられますが、なかなか口を割らない島民の皆さん方の話をばつぱりと伺つて、大体どんな状態だったかといひますと、おうちで御家族が五人、七人、全部頭を並べて高熱にうなされてうんうん言つて病氣にかかつておられる。子供さんは亡くなつてしまつたお母さんのおっぱいにしゃぶつておられるとか、あるいはマラリアの高熱で脳症を発症した父親が自分の排せつ物を食べているとか、もうとにかく口では言えないような悲惨な状態というのが起こつた。だから、現地の方々は今でもそのときのことを思い出すと、まさにマラリア地獄と呼んでおられます。

それにしても、昭和二十年という終戦の年、三月二十六日には米軍が既に慶良間島に上陸しているんです。四月一日には沖縄本島に米軍が上陸を開始しております。この年の六月になつて日本軍が八重山群島の住民に対して強制移住の命令を出したという理由がさつぱりわからない。これは島民の皆さん方もおつしやつておられます。島民の方々だけではなしに、沖縄県の県史第十巻でも明確に書いてあります。「日本軍が、これらの竹富村の島民に、石垣島での避難命令、いや退島命令を下したその目的が何だったのか今日なお疑問である」といことが県史にも明確に書かれておるわ

る。大泊清士さんのお宅は十四人中十一人が死亡しておられる。これは生き残つておられる仲本トシさんがおつしやつておられるんですが、その方は自分の御主人をやつぱりマラリアで亡くしておられる。

けでございませう。具体的になかなか詳しくは申し上げられませう。

○そこで、厚生省の援護局には戦史の調査資料室というのがございませう。当時の日本軍がどんな理由で八重山諸島の島民に対して終戦の間際になつてから離島命令を下したのか、その理由がわかりになつたらひとつ教えてもらいたいと思いますが、いかがでございませうか。

○政府委員(花輪隆昭君) 厚生省の援護局の中に調査資料室というのがございませうが、これは戦史の資料ではございませうで、軍人、軍属、あるいは戦没者あるいは留守家族、こういう方々の資料でございませう。

○斎脱タケ子君 だからこんなことはわからぬですか。それは難儀ですな。

それから、八重山諸島の中でもよりにもよつて西表島に強制疎開をされたんですが、西表島というのは当時マリアの島として周囲の島民から本当に怖がられていたというんですね。ですから、そこへ強制移住せよと言われたら、それでは死にに行けというのと一緒だ、マリアで死ぬと言ふに等しいというて随分抵抗したそうですが、軍の命令に背くのかということで随分おどされもし、軍刀を抜いて実際に言うことを聞かないのかとやられたそうです。

一つお聞きをしておきたいのは、西表島というのは明治以来ずっとどういう状態であつたのか。ここはいわゆる有病地帯ということで、どういう状態であつたのか。これは厚生省はおわかりになりますか。

○政府委員(花輪隆昭君) 承知いたしております。

○斎脱タケ子君 残念だけど、よくわかりにならないんですね。どうも何にもわかってないというのが実態だと思います。

せた、こんな必要があつたんだろうかと。これは御家族、遺族の皆さんならずとも、確かにそういう感じを強ういたします。

○そこでお願いをしたいと思ひますけれども、八重山諸島の住民を強制移住させたのは日本軍であつたという事はいろいろな資料によつて明らかなんですが、これは厚生省として調べて確認をしていただくという事はできないでしょうか。

○政府委員(花輪隆昭君) 大変お気の毒な悲惨な事例につきましてお話を伺ひいたしたわけでございます。

私ども援護法の施行ということで戦後処理の問題に関係いたしておるわけでございませうが、先生既に御案内のとおり、援護法におきましては軍人軍属等、国と雇用関係にあつた者が戦争公務に従事している間に死傷をした、そのような場合に、障害年金、遺族年金等を支給いたしておる制度でございませう。

御指摘の事例におきましては、甚だ遺憾ではございませうが、現在承知しております限り強制疎開中にマリアによりまして大変な死亡者が発生した、こういう問題でございませうので、軍務に従事中の死傷というふうには言えない。したがひまして、私どもの援護法で対応するのは大変難しいというふうな考えでございませう。従来の体系から申しますと、むしろ一般戦災の系列に入つてくるのではなからうか、かように考える次第でございませう。

○斎脱タケ子君 だから、援護法には該当しないので援護局は残念ながら仕事の外だということのようですね。そうなんですか。

もう一つは、私は厚生省にさつきもお聞きをいたしましたけれども、それじゃ明治以来有病地帯と言われていたのはどういう状態であつたのかということの調査をして実態を把握することができませんか。これは援護局が適当なのかどうか知りませんが、よ。しかし、疾病に関するかどうか厚生省の仕事じゃないかと思うので、有病地帯ということがもう住民全体にわかつていて死の島のように言われていたんですからね。そういうことの実態とい

うものが調査の結果把握できるかどうか。

これは厚生省がひとつやつてもらわれないかぬと思ひますが、沖縄開発庁来ておられますね。沖縄開発庁というのは、橋や学校をつくつたりなんかするだけじゃなくて沖縄開発の問題をさわつてもらわれないかぬのですから、これは私のところもそれは立場が違ひましてわかりませんというところになるんじゃないかと思ひますが、仕事の今の性格からいうたら、しかし、事沖縄に関する事で

すから、厚生省と力合はせてこういう実態というものをひとつ御調査をいただかせませんでしょうか。これは局長いかがでございませう。援護局の仕事と違ふと思ふだけども、相談してどうなつたか。

○政府委員(北川定謙君) 日本の国土の中における健康問題についての情報という観点から、当時どういふ状態であつたかということとをさかのぼつて調査することはなかなか困難な点が多いと思ひますが、今我が方予防衛生研究所等も持つておりますので、専門家の意見を聞くことは可能かというふうな思ひます。

○斎脱タケ子君 大変難しい問題なんですね。私も事前に援護局のお話も伺ひ、沖縄開発庁のお話も伺つたけれども、いや戦後処理はうちの関係やないんやとおっしゃるんですね。それじゃどこがやつてゐるんだつて言つたら、いや総理府だつて言うんですね。ところが、総理府もそんなに範囲広くやつてないんだということを聞きましたから、きょうはお呼びびしてない。総理府は何をそれなら戦後処理をやつてゐるんや言うたら、シベリア抑留、恩給資格者の方だとか海外資産の問題だとかそういうことはやつてゐるんだけれども、その他のことは必ずしもやつてない、こう言うんですね。そうすると、戦後処理で新たに出てきた問題というのは一体政府としてどこで扱うのかという問題がまず一つ問題として出てくるわけです。

それで、現に先ほども援護局長おっしゃいましたね。沖縄の八重山群島の石垣島で援護会をつくつて今月の末とかに厚生省に要請に来られると言われたんだけれども、要請に来られて、いや

ちの方は何にもわかりませんという話では、あれ波照間とか石垣島といったら随分遠いですがな。昔だつたら船で行つたら何日もかかるでしょうが、今飛行機があるからそれは簡単に来れるかも知りませぬけれども、一番南の端の島からわざわざ来るんですから、おいでになつた方に、いやうちもそれは直接関係ありませんと言われたんじゃ私お気の毒だと思ふんですね。そうかといつて今担当するところが無いわけでは。

○説明員(櫻井保雄君) 沖縄開発庁といたしましては、先生も御指摘をいたしましたように主として復帰後の振興開発の問題を担当いたしております。現在の問題のように戦争中の問題につきましていろいろ調査するといふことは私どもの所掌としては無理があるかと、かように考えております。

○斎脱タケ子君 それでいよいよ困つたものだと思いますのでね。沖縄開発庁では、しかしあの対馬丸事件は開発庁で扱つたんですね、だから余り冷たい顔をするわけにもいかぬのじゃないですか。やっぱりそういう問題について、対馬丸事件というのは学童疎開の児童が本土への疎開中、米軍の潜水艦で撃沈されて全員亡くなった。そういう事件についての対応は沖縄開発庁でおやりになつてゐるんじゃないですか。

○説明員(櫻井保雄君) 御指摘の対馬丸の件につきましては、沖縄の復帰に伴う特殊な事例といたしましては、沖縄の復讐に伴う特殊な事例といたしましては例外的に支給事務だけを所掌としていたでいてゐるようなわけでございませう。これをもつて一般化するわけにはいかないと考えてございませう。

○斎脱タケ子君 きょう私とことんどうしようといつて申し上げてゐるんじゃないんですね。調べてみて私自身が驚いたわけなんです。

それで、厚生大臣、今お聞きのとおりなんです。こういう大変な悲惨な戦後処理の問題が政府として受け皿がないんですね、今の話聞いたらおわかりのようになります。

確かに戦後処理問題と言へば、これを所管しているのは総理府だなど、総理府の問題でもあると。同時に地域は沖縄開発庁の所管であるんだなというのと、これも沖縄開発庁に問題がある。そして、今初めてこの委員会では委員からお話を伺って、そして近いうちに厚生省に陳情に来られるということですので、厚生省、総理府、沖縄開発庁、この三者で協議すべき問題じゃないかというふうに考えております。

○國務大臣(小泉純一郎君) 戦争の被害というものは大なり小なり国民多くの方が受けてきたと思いますが、原爆による特殊な放射線による被害ということに着目して、現在政府としては現行の二法でできるだけの施策の充実に努めてきた。来年四十五周年という節目について護照法の制定はどうかということですが、政府としては現行二法で施策の充実に努めていくのが適當ではないかというふうに考えております。

○奮脱タケ子君 それで、時間の関係もあると思

その一つは、例えば大阪府下全体を見ますと手帳をお持ちの方が一万一千五百三十九人ですが、それじゃ去年のがん検診が始まってどれぐらい受診ができたかということをちよつと調べてみたんです。そしたら、去年は間に合わなくてことしの初めにやったんだそうですけれども、申し込みを

総体的には非常に少ないわけですが、ごいますから、被爆者だけをとらえてそういう検診をすることが効率的にできる限界というものも一方ではあるのではないかというようにも思います。しかし、その点についてはさらに自治体とも十分そういう御意向のあった点も踏まえてさらに考えてまいりたい

い、このように思います。

それから第二点の大腸がんの問題でございすが、これは先生もよく御存じいただいている点でございすが、大腸がんの検診というのは本気でいいますか、きちんとするとなかなか大変なことになるわけでございします。非常に簡便な方法で考えれば、まず便の潜血テストから始めるというふうなことになるかと思ひますが、これもなかなか有効性というところからいいますと、踏み切ることができないのが現状であるわけでございします。検査技術の簡便化という技術が進むという今後の状況を踏まえながら、十分にそういう点も考えてまいりたい、このように考えておるわけでございします。

○奮脱タケ子君 地方自治体でやりになっているんですから、厚生省のせつかくの施策の中でそれが抜けるということになると、患者さんたちはやはり不安になるんですね。初めは希望なさる方からでも出発をするとか、これは検査がなかなか大変だということは私も存じておりますから、そう一律に簡単に言いませんけれども、しかし今、厚生省の施策では大腸がんの検診はないんだということになっているわけですよ。それはやはりまずいんじゃないですか。その辺ははっきりしておいてください。

○政府委員(北川定雄君) 確かに一部の非常に先進的な自治体が特殊なところに焦点を当てていろいろな対策を行っているというところはあるわけでございますけれども、各自自治体がやっておるいろいろなそういう対策を、全国ベースで見てどの辺に重点を置いていくのかという、その妥当性の問題等から優先度を考えながら全体としての方向づけをしていくというのが行政であるわけでございします。先生の御主張は御主張として、私たちもその点を十分踏まえながら今後考えていきたい、このように思っております。

○奮脱タケ子君 えらいかたいな。御主張は御主張としてと言わぬで、それは厚生省の対応として

やはり検討してくださいよ。これは強く要請をしておきます。

余り時間ありませんから、もう一つ被爆者に対する具体問題でたゞしておきたいのは、これは健康管理手当の問題なんですが、一番問題になっているのは、更新手続が随分大変なんです。さっきも申し上げたように、被爆者は高齢化をしております。ところが、ところによると半年、一年ごとに更新というふうな府県もあるんだそうです。考えてみたら随分被爆者が御高齢になってきている。いわゆる健康管理手当に該当する疾病というのは十一疾病と言われますけれども、六十過ぎ、七十過ぎの方々がその疾病にかかって、そんなに一年ごと、半年ごとに更新をしないで病状変化というのはそんなにないんじゃないかと。よくなっているのに手帳をもらっているから管理手当を受けとっていたということになったらいけないと思つて、再々検査をなさるんであるうと思ひますがね。

こういう手続は、これは少なくとも六十五歳以上あるいは七十歳以上の方々にはもう手続を廃止して、更新手続をやらずともよいということにするとか、あるいはどうしてもやらなくちゃ困るというんなら、せめて五年に一遍とかいうふうなうんと期間を延ばすとかいうことで、余り御高齢になつた被爆者の方々に苦しい方がよいのではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(北川定雄君) 基本的には、先生の御指摘と全く同じように、私もできるだけ手数を省くという方向で考えておるわけでございします。なお、今先生が御指摘された半年というのは事実上ございせんとして、最低一年、これも非常に少数なんです。今大部分の疾病については三年という枠で更新をしておるところでございします。

この健康管理手当の性格そのものが、疾病にかかつておる、疾病状態にあるということ前提にしておる制度でございしますので、全くその枠を外

してしまふというのはいかがかというふうに思ひますが、三年をさらにどのように実情に合わせて延ばしていくのか。これは現地で病気の継続状態とか、そういうデータを踏まえて今専門家の先生方とも十分相談しながら、なるべく手数を省いていくような方向で検討しているところでございします。その点御理解願ひたいと思ひます。

○奮脱タケ子君 被爆者からは大変強い要望が出ているということは御承知でしょうから、その要望にできるだけ沿うようにひとつやっていたきたいと思ひます。さつきもお話が出ておりましたが、いわゆる生存者調査というふうな問題、これは被爆者の皆さん方がわざわざ書いておるわけだから、計数的なことだけじゃなくて、実際に被爆の実相に近づいたために、世の中にその実相を訴えるというためにも、自由に記載してある自己記載意見ですね、こういうものを整理してまとめるということが非常に大事ではないか。同僚議員からも御質疑が出ておりましたから繰り返しますが、これはもう世界じゅうに我が国でしかできないものなのではないかと御世にとつても非常に大事な資料にもなるうかと思ひますし、まさに世界的意義を持つ仕事になるうかと思ひますが、そういう点はぜひ実らしていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(北川定雄君) この自由記載欄に記載された事項をどう取りまとめるかということにつきましては、一つは計数的に取りまとめて全体像をまずつかむという方向と、今先生から御指摘いただきましたような個別問題としてどう扱うか、二つの観点から鋭意検討しておるところでございします。

○奮脱タケ子君 鋭意検討してくれるというのはいいんだけれども、なかなか前へ進まぬので困るんですね。さつきもお話がありました、死没者調査は大体いつ発表になるのかという話は、これは私も同じく大変疑問に感じておりますので、お伺いをしたい。

○政府委員(北川定雄君) 死没者調査についても、この調査の非常に難しい点についてはもう既に先生にも御理解を賜つていらっしゃるでございします。とはいっても、すべてが完了するまでということになりますと、今後相当の時間を要する状況が出てまいっておりますので、前回から申し上げておりますが、ことしの夏めどで現段階で整理のついたものについて中間的に御報告をするかというふうな考えているわけでございします。

○奮脱タケ子君 これは生存者調査でも申し上げたように、死没者調査も被爆者の意見記載等も大変やはり大事です。だから、これは死没者調査を早く発表できるようにしてもらいたいのと、それから生存者調査の資料、そういうものを、本当に世界的に意義のある資料なんです。厚生省としてはぜひこれ本場に役に立つように集積をしてもらいたいし、できたものは国の内外にぜひ公表してもらいたいと思ふんです。

私、引き続き黒い雨の問題とか、あるいは長崎県の問題になっております指定地域の拡大を要望している問題等お伺いをしようと思つたんですが、これは大体基本問題の答申で云々ということとで少しも広げようとしないうか、死没者調査の問題でもなかなかうまいこといかぬというふうなこと、被爆者対策について毎年毎年いろいろと御意見を伺つていらっしゃるが、大変期待を裏切られておるという思いが強いんですよ。

そこで最後に、大臣聞いてほしいんですが、基本問題懇談会の意見報告というのは、あの立場でやられたんでは被爆者は受忍できないという立場をとつています。これは当たり前だと思ふんですよ。だって何の罪もないのにばかんとやられて殺され、被害を受けて一生台なしにしているという人たちがたくさんあるわけですから、すべての国民がひとしく受忍しなければならぬという立場というのは、これはなかなか納得できないというののは当たり前だと思ひます。

そういう我慢がならない思いというのは、被爆者は何とかしてせめて戦後四十五年、来年に向け

て被爆者援護法をつくってほしいという思いというのはいよいよ募っているようですね。そのことが、日本被爆協が進めておりますように被爆者援護法制定要求署名名というのがどんどん進んでいて、今衆議院で二百九十四名、参議院で百四十八名と過半数をはるかに超え、衆議院では三分の二に近づく勢いですね。この中には鈴木元総理も含まれているという状況になっておりますが、大臣は戦後生まれかもしれないですが、この被爆者のこういう悲願を実現していくために、ぜひ四十五周年、来年に向けて被爆者対策の充実を前進させようというさつきのお話もありますから、被爆者援護法をつくり被爆者の対策を充実強化していただきたいと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 再三他の委員の方々にも答弁させていただいておりますように、戦争の被害というのは大なり小なり多くの国民が受けておると思います。あの中国の残留孤児の方々もそうですし、私自身連休中にバプアニューギニア、ラバウルに行きまして、現地の悲惨な状況で多くの犠牲者を出した、また外地、内地を問わず多くの方が被害を受けている、それはまさに筆舌に尽くしがたいものがあると思います。

そういうことを考えまして、今回さらに来年四十五周年になるということで原爆援護法を制定せよという御趣旨でございますが、原子爆弾による特別な放射線による被害、ここに着目して政府としては現在の二法を制定して、その中で施策の充実に努めているところであります、自民党の議員の中にも援護法をつくれという陳情にサインをしておられる方がいるというお話ではございますが、もちろん議員として政治家として原爆で被害を受けた方に施策の充実を図れという趣旨に賛成の気持ちでされたのだと思います。それぞれの心持はわかりませんが、そういう中であって、我々厚生省としては現行の二法で施策の充実を図っていくのいろいろな影響、波紋を考えて一番適當ではないかと考えております。

○斎藤タケ子君 もう時間ですのであれなんです、もうちょっとお願いしたいと思ひます。いわゆる一般質問という形での伺ひができませんでしたので、簡潔に二つ問題をお尋ねいたしますので、まとめて御答弁いただきたいと思ひます。

その一つは、これはもう大変だと思つたのは、新聞にも報道されていたんですが、高層住宅に住む妊産婦というのは異常分娩の割合が大変に高い。これは東海大の御調査が学会で発表されているわけですが、六階以上に住んでいる人というのはもう異常分娩の率が大変高いんですね、下におる人よりは。これはそれなりの理由がやっぱりあるわけですが、そういうことになりましたと、今日の大都市において高層建築がどんどんふえてまいりまして、えてして高層住宅には若い御夫婦がたくさんお住まいになっておりますから、そういう点で異常分娩がこんな格段にあふえるということになりますと、これは放置できない問題だということを感じておるわけですが、

そこで、これはひとつ注目をしておられるかどうかということ、同時にこれに対する対応をどういうふうにするかというのを考えていかれるかというふうなことを、これをひとつお聞きをしたい。

もう一つは、これは簡単な問題ですが、成人病の予備軍と言われている成人病の低年齢化というのは大問題なんです、これは新聞報道の記事で拝見して気がついたんですが、千葉での調査によりますと五歳児健診を五年間続けてみたら四人に一人は成人病予備軍になっていくということが報告されています。時間がありませんから細かいことは申し上げませんけれども、この子供たちが本当に正しく対応しなかつたら三十年後成人になつたころには成人病が物すごく増えるに違いないとまで言われておるということに着目していただいて、厚生省としてはそういう点にどのように関心をお持ちになり、どういふ対策を考えていくとしておられるかということをお伺いして、終わりたいと思ひます。

○政府委員(長尾立子君) 最初の高層住宅に住む妊婦に異常分娩が多いという問題でございますが、私も現代社会のさまざまな生活環境の変化というものが母子、妊産婦に対してどういふような影響を与えるかということの研究を昭和五十五年ぐらいからやっていたところであります。その内容におきまして、やはり高層住宅に住む方について問題があるという御報告をいただいたおりにしまして、私もそういう意味では関心を持っておるわけでございますが、この理由としては妊婦の健康管理の中で運動が非常に不足する、高層住宅に住んでおられるためにどうしても外へお歩きになる機会が非常に少なくなるということが一つの原因ではないかということをお伺いしておるわけでございます。

私もそういったしましては、いわば妊婦健診とか妊産婦の訪問指導の際にそういう点も留意いたしまして指導をいたしておるところでございます。もう一つ先生お尋ねの、小児成人病の問題でございますが、この件につきましても、小児成人病の問題は小児の健康を考える上で大変重要な問題であるという認識は強く持つておるわけでございます。

小児成人病の予防、治療の問題につきましては、小児糖尿病、これはいわゆる今先生御指摘の問題とは若干違ふかとは思いますが、糖尿病の問題でございますとか、最近問題になっております小児の肥満、これが高血圧であるとかコレステロールの異常値が子供のときから見られるというような点につきましては研究をそれぞれ専門家の先生にずつとお願いをいたしましてやってきたわけでございます。

確かにこの小児期の健康問題、こういうような観点も十分留意しながら推進していく必要があると考えております。

○藤井恒男君 私は年金業務の問題について、どちらかといへば要望を付して若干質問いたしたいと思つておるわけですが、厚生省が昭和五十五年に社会保険のオンラインシステム計画をスタートさせて十年を経過し、本

年二月に完全オンラインシステムが完成したわけでありまして、私はまことに画期的なことだと感じております。たまたま厚生省の月報ですか、「厚生」という雑誌を見ましたら、イギリスの大臣が高井戸にある社会保険業務センターを視察されておられる。私もそれを見て、ぜひ一度見ておかなければいけないということ、せんだつて同僚議員を誘つてこの高井戸センターの庁舎、それから三鷹の庁舎を視察してまいりました。

私の見た印象を率直に申し上げますと、当初想像していた以上にすばらしい、世界に冠たるものだということを実感した次第です。社会保険業務センターでは、国民年金それから厚生年金、そして船員保険の加入者の記録から管理、そして健康保険の給付、年金受給者への年金支払いまで体系的に一元的に、まさに大型コンピュータを駆使して全国の二百九十二カ所の保険事務所と回線を結んで、瞬時にして全部の記録が映し出されるというふうなことになるという、まあこれは世界でも数少ないんじゃないかなというふうにびっくりしたような次第です。

なお、いろいろ所長さんからお話を承っておりますと、当然これは知っておかなければいけないことであつたんですが、現在の厚生・国民年金の加入者が五千八百万人、そして年金加入記録管理件数、これは被保険者の記録あるいは受給権者の記録、これなどが一億七千万件あそこに保管されている。しかも、それが一件ごと百年間保管しなきゃいけない。これは遺族年金その他にかかわつてくるわけですから、そうなるにつれて、これは国民生活に非常に密接に関係がある極めて重要な問題だということに感じました。

さらにこれから高齢化社会を迎えていきますと、新規の加入者がどんどんふえていくことになるし、遺族年金等については年に六回支払わなければいけない。厚生年金は年に四回支払わなければいけない。しかもそれぞれの記録が、例えば振込銀行が変われば直ちにそれを変えていかなきゃいけない、記録を更新しなきゃいかぬ。そういう

た案件処理が実に多岐にわたっている。こういったものを一括処理しているわけです。

私がここでお願いしたいことは、三鷹庁舎については、これはN.T.T.のワンフロアを借りてやっているような関係から、完全にオンライン化した、いわゆる大型コンピュータを駆使するに足るビルの態様を整えている。例えば、停電したらこれは大変なことになるわけですから、停電に備えて完全にバッテリーを備えて、瞬時にバッテリーに切りかわるとか、あるいはバッテリーが切れかけたら自動的に発電装置を持っている。耐震性もあるし、あるいは外からの侵入者に対する防衛ですね、保管管理の面からの防衛措置、そういう形のビルの建設が既にできている。

ところが、センターの本来中心であるべき高井戸庁舎は、建てて三十年を経過した庁舎の中に後からオンラインシステムを導入されていったという形になっている。したがって、私は機能面、保管面等において著しく差異があるんじゃないかなと。もうこのビルでも、最近建てていくのはこういったOA機器を駆使するに足る暖房あるいは湿度管理などもできるようなことになっているので、私はこの高井戸庁舎については、今のようならばらしい設備をこれからは駆使していかねばいけないし、加入者がどんどんふえていくし受給権者もふえていくという状況にかんがみて、思い切って三鷹庁舎、N.T.T.に見られるような形につくりかえていくのが私は国民の期待にかなう道じゃないかなというふうに強く感じました。

したがって、そういった面についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思うんです。

○政府委員(土井豊君) 業務センターを御視察いただきまして、またいろいろ貴重な御指導、御鞭撻をちょうだいしましてまことにありがとうございます。

御指摘のとおり、高井戸の庁舎でございますが、昭和三十三年に建築した建物でございますが、その後、オンライン化の導入に伴いまして種々整備、

補修等を行って今日に至っているところでございますが、御指摘のとおり、もともとこの建物が高井戸のN.T.T.の建物に比べますと基本的なスタートが違っているという点で私どももいろいろな面で手直しを必要とするというところを考えております。

今日までも、その時点時点で必要な対応をまいりましたわけでございますけれども、今後とも年金受給者の増大あるいは被保険者の増大等に備えて、十分見直しを含めて検討をしてみたいというふうにも思っているところでございます。

○藤井恒男君 これは一挙にはできないことなんです、だから、オンラインシステムをスタートさせて十年経過して完成しておるわけでしょう。だから、建屋一つつくるについても、今のような時代ですから土地の問題その他で簡単に右から左というわけにはいかぬ。業務は遂行しつつやっていたかなきやいかなわけだから、片時も手放すこととはできないわけだから、私はやっぱり計画的に年次計画を立てて着手すべきであらうというふうに思いますので、その辺のところは強く要望しておきたいと思うわけです。

なおつけ加えると、ああいった高井戸庁舎みたいな形でありまして、古いビルですから天井も非常に高いし、あそこで働いておる人たちの業務内容というのは、常にプラウニングを見て仕事をしている。これは労働省の管轄することだけれども、あの業務というのは非常に目に悪いし、職業病を起すようなことにもなる。したがって、特殊な勤務体系を組めというようにもしばしばこの社労でも話合っているわけですから、ああいった職場環境では非常に問題もあるんじゃないか。だから、業務を円滑に処理すると同時に、あそここの職員の保健という意味からも私は大切なことじゃないかなというふうに考えております。

それからいま一つ、この業務センターで行っている事項の中に相談業務というのがあるわけですが、私も自分自身の経験から考えてみても、若いころは年金を掛けていても全然意に介してない

い。特に厚生年金などの場合は給料のカードから差引かれていたわけだから、若いときは全く関心もない。ところが受給者に近づいてくると、ひそかにあの年金はどうなっているのかな、これからどうなるんだろう。そのときにはさっぱり年金がわからない、難し過ぎて。特に私は国民年金なんかさうだと思ふんですね。だから、年をとってそれに頼らなければいけなくなるときにわからない、どこに行ってもどうしたらいいんだろうということになるわけです。書いたものをもらっても、私はちよつとお年寄りには難解過ぎてわからぬだろうと思ふんです、仕組みというのが。

したがって相談ということが起きるわけですね、全国に十三の年金相談コーナーがあるし、あるいは保険事務所二百九十二カ所でも、オンラインで行けば即時にぱつと出してくれて、あなたの保険はこうなっておりますよ、あなたの大体の予想される受給額はこれだけです、あるいは電話でサービスも受けられるということになっているんだけれども、それすらわからない。

これはひとつ厚生省は、一番これ大切なことだと思ふので、相談業務というものは行政サービスという位置づけじゃなく本来的に一番重要な問題だ。今業務センターでやっている管理保管そして記録の更新というのはルーチンワークでできるわけですから、だから生きたものとして相談窓口をもつとわかりやすく親切に国民に知らしめてあげるべきだ。なお、そこに出入りする環境というものもきちつとし、要員配置などの確に処理して国民の期待にこたえてもらいたいというふうに私は痛切に感じました。

年間の相談件数が今でも千六百万件あるというんです。だから、これは大変な数なんです。しかし、相談したくても相談するすべを知らない人というのはまだいっぱいいるわけだし、どんなふえてくるわけですから、その辺のところを十分配慮していただきたい、この要望をしておきたいと思ふますが、いかがでしょう。

○政府委員(土井豊君) 御指摘のとおり、最近非

常に相談件数がふえておりまして、その内容も一人一人の年金に関する長い年月の記録を含めまして、近い将来自分が年金を受け取る年齢になったときに幾らぐらいの年金が受けられるんだろうとか、個別具体的な相談が特にふえているような傾向がございます。私も、先ほどお話をございましたオンラインのシステムを利用して、全国の社会保険事務所あるいは年金相談コーナーにおきまして、高井戸、三鷹と直結をしてそのデータがすぐわかるように、そういう形で体制を整備して今日に至っているところでございます。

ただ、最近の相談件数、ごく最近では約一千六百万件でございますが、十年ほど前に比べまして五割増ぐらいの状況になっております。今後さらに大きくふえるのではないかと、現状のままでかちつとした対応が果たしてできるかどうか、そのためには今後相談の体制のあり方をどうしたらいいかということをお聞きしたいと思います。

なお、それと同時に具体的に相談の設備等々の問題につきましても、お見えになる方が御年配の方も多々あるわけでございまして、そういうようなきめ細かなサービス面につきましても今後さらに十分行き届いたサービスができるように工夫をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○藤井恒男君 大臣、今私が申し上げたことについては、国民の側から見て極めて地味なことであるが切実な問題だと思ふんです。とりわけセンターの拡充という点について、大臣在任中にできるわけじゃないんだから、調査業務からでも着手するということなつてもひつと頑張っていたいただきたいと思ふんですが、お考えをお聞きして質問を終わりたいと思ふます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 御指摘の点、もっともな点が多いと思ふます。今後その施設の拡充初め年金受給者のサービス向上のためにどういった点がいいか幅広く検討を行って、一層受給者のサービスの向上に努力をしていきたいと考えてお

ります。

○委員長(前島英三郎君) 以上で、ただいま議題となつております三件のうち、厚生行政に関する件についての質疑は終了することとし、両案に対する質疑は終局いたしました。

これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより順次採決に入ります。

まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本正和君から発言を求められておりますので、これを許します。山本正和君。

○山本正和君 私は、ただいま可決されました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昭和六十年に行われた原爆被爆者実態調査のうち死没者等調査について、速やかな解析、その集大成を図ること。

二、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、

他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定から外すことについて検討すること。

三、原爆症の認定については、近時の科学的知見を踏まえつつ、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手当の認定についても、原爆被爆者が高齢化していることを踏まえ、そのあり方について検討すること。

四、原爆病院の運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、施設・設備の充実を含め、万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(前島英三郎君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 全会一致と認めます。よつて、山本君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小泉厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、努力いたします。

○委員長(前島英三郎君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、宮崎秀樹君から発言を求められておりますので、これを許します。宮崎秀樹君。

○宮崎秀樹君 私は、ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

二、戦没者遺族等の高齢化にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、さらに積極的に推進すること。

三、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連携を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

四、訪日調査により肉親が判明しなかつた中国残留日本人孤児について、引き続き肉親調査に最大限の努力をするとともに、今後とも、新たに中国残留日本人孤児と認められた者については、すべて訪日調査の対象とすること。

また、帰国孤児の定着先における自立促進を図るため、関係省庁及び地方自治体が一体となつて、広く国民の協力を得ながら、日本

語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的実施に遺憾なきを期すること。

五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

六、法律の内容について必要な広報等に努める等さらにその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化にさらに努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(前島英三郎君) ただいま宮崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 全会一致と認めます。よつて、宮崎君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小泉厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、努力いたします。

○委員長(前島英三郎君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前島英三郎君) 歯科衛生士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

衆議院社会労働委員長代理野呂昭彦君から趣旨説明を聴取いたします。野呂昭彦君。

○衆議院議員(野呂昭彦君) ただいま議題となりました歯科衛生士法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

ます。

近年の我が国における急激な高齢化社会への移行は、歯科医療をめぐる環境を大きく変化させ、国民の歯科医療に対する関心は急速に高まっております。

本案は、このような状況にかんがみ、歯科衛生士の資質の向上と業務内容の拡充を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、歯科衛生士は、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができること。

第二に、歯科衛生士の免許を与える者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、国家試験の実施に関する事務等については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

第三に、歯科衛生士でない者は、歯科衛生士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

以上が本案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前島英三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前島英三郎君) 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案並びに日本労働協会法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。堀内労働大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

まず、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

近年、我が国においては、サービス経済化の進展、女子の就業意欲の高まり等を背景といたしまして、就業形態の多様化が進展しております。特に、いわゆるパートタイム労働者につきましては、その数が著しく増加するとともに、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等の質的な変化も見られるなど、今や経済社会にとって欠くことのできない重要な労働力になってきており、今後ともこの傾向はさらに進むものと見込まれます。これに伴い、雇用保険制度においても、パートタイム労働者の生活の安定、福祉の増進等を図るため適切に対応することが課題となっております。

また、今後の経済構造調整期においては、経済変動と高齢者問題、地域問題等の雇用問題が密接に関連して生ずることが予想されることから、雇用に関する各般の施策を総合的、一体的に実施していくとともに、その財政基盤の強化を図ることが必要となっております。

このため、これらの問題につき中央職業安定審議会に検討をお願いしておりましたところ、昨年末に、現行制度の改善の方向が示されたところであります。

政府といたしましては、この改善の方向を踏まえつつ、この法律案を作成し、関係審議会にお諮りした上、提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

その一は、短時間労働者について、新たに適用拡大を図ることとした上で、その就業及び労働市場の実態に応じた失業給付の特例を設けることであります。

まず、短時間労働者の範囲については、一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者に比して短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満である者としております。

次に、受給資格については、実質的に労働時間が短いこと等にかんがみ、賃金支払い基礎日数が十一日以上を一年以上必要とすることとしております。

また、賃金日額については、その賃金の実情にかんがみ、二千四百十円を下限とすることとしております。

さらに、所定給付日数については、通常の労働者に比し再就職が容易であること等を考慮し、年齢と被保険者であった期間等に応じ九十日から二百十日までの日数としております。

このほか、高年齢求職者給付金等について所要の特例を設けることとしております。

その二は、雇用保険四事業を再編し、雇用安定事業と雇用改善事業を統合することであり、現在、雇用安定事業は経済変動に対処し、雇用改善事業は高齢者問題、地域問題等に対処するものとされておりますが、今後はこれを統合し、新たな雇用安定事業とした上で、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、各般の事業を総合的、一体的に行うことができるとしてしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

現在雇用安定資金の残高については、四事業に係る保険料収入と同額まで確保できることとされ

ておりますが、今後の経済構造調整期における経済変動に備えるため、これを改め統合後の三事業に係る保険料収入の一・五倍まで確保できることとしております。

なお、この法律のうち短時間労働者に係る規定は本年十月一日から、雇用保険四事業及び雇用安定資金に係る規定は本年四月一日から施行することとしたしております。

次に、日本労働協会法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

近年、我が国の労働をめぐる社会経済環境は大きく変化をいたしております。

すなわち、一方において労使関係はおおむね安定・成熟化の様相を示しているものの、他方において、技術革新や産業構造の変化、経済活動の国際化が進展し、また、労働力の高齢化や就業形態の多様化が進行するなど、労働市場の需給両面にわたる大幅な構造変化が進んでおり、労働者の福祉と職業の確保とを図るために解決すべき課題は、雇用、労働条件、勤労者生活など多岐にわたる複雑・多様化の度を深めております。

日本労働協会は、昭和三十三年の設立以来、労使関係の問題に関する専門的研究・教育機関として、労使関係に関する先駆的な研究を行うとともに、労使及び国民一般の労働問題に関する理解を培い、さらには諸外国の労働問題を通じて対日理解の促進等にも貢献してまいりましたが、右に述べた労働をめぐる社会経済環境の変化に対応するためには、その事業内容、要員配置を全面的に見直す必要があります。

本法は、このような状況にかんがみ、日本労働協会に雇用促進事業団の設置する雇用職業総合研究所を移管して、中長期的視点に立つた労働問題に関する総合的な調査研究体制を整備し、あわせてその情報提供機能と労働関係者の国際交流機能を強化しようとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明いたします。

第一に、法律の題名を日本労働研究機構法に改

めるとともに、日本労働協会の名称を日本労働研究機構に改めることとしたしております。

第二に、機構の目的としましては、労働に関する総合的な調査研究並びに労働に関する内外にわたる情報及び資料の収集、整理及び提供を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する知識と理解を深めることとしたしております。

第三に、機構の業務としては、右に述べた機構の目的を達成するため、

一、労働に関する問題についての総合的な調査研究

二、労働に関する内外にわたる情報・資料の収集・整理

三、これらの成果の提供

四、労働に関する問題についての研究者及び有識者の海外からの招聘及び海外への派遣

五、労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対する援助

等を行うこととしたしております。

第四に、機構の業務の拡充に伴い、雇用促進事業団が行う職業の安定に関する調査研究業務及びそのために事業団が設置している雇用職業総合研究所の施設を機構に移管することとし、あわせて機構の資本金に関する規定の整備を行うこととしたしております。

このほか、日本労働研究機構の役員に理事長一人を加えるとともに、理事の定数を五人以内から四人以内に減らすこととしたしております。

最後に、この法律案の施行期日は、平成二年一月一日としたしております。

以上、二法案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいとお願い申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) この際、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、衆議院社会労働委員長代理野呂昭彦君から

説明を聴取いたします。野呂昭彦君。

○衆議院議員(野呂昭彦君) 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、原案において平成元年四月一日となつてゐる施行期日を公布の日に変更すること。第二に、本案施行前において一般被保険者であつた短時間労働者については、一週間の所定労働時間が施行日の前日の労働時間以上である限り、原則として引き続き一般被保険者として取り扱うことができること。第三に、政府は、この法律の施行後適当な時期において、短時間労働被保険者に係る新法の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前島英三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

六月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、歯科衛生士法の一部を改正する法律案(衆)

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「口くう」を「口腔」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「歯ぐき」を「歯茎」に「附着物」を「付着物」に改め、同条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、

歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

第三条中「以下試験」を「以下試験」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「以下免許」を「以下免許」に改める。

第五条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「外」を「ほか」に、「業務を含む」を「業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。第七条第三項及び第八条第二項において「業務」というに改める。

第六条中「都道府県に歯科衛生士籍」を「厚生省に歯科衛生士名簿」に改める。

第七条第一項中「歯科衛生士籍」を「歯科衛生士名簿」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「歯科衛生士籍に登録し」を削り、「以下免許証」を「以下免許証」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「第五各号の一」を「第五各号のいずれか」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「(歯科診療の補助の業務を含む)」を削り、同条第三項中「なおり」を「治り」に、「第七条第一項又は第二項」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「当つて」を「当たつて」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「吏員」を「職員」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条の次に次の十七条を加える。

第八条の二 厚生大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という)に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満た

していると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第八条の三 指定登録機関の役員は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第八条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を解任を命ずること

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二条の二を削る。

第十二条の三中「試験に」を「厚生大臣は、試験に」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十二条の二とする。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けや

者について、期間を定めて試験を受けることができるものとする。ことができる。

第十二条の二の次に次の七条を加える。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなければならない。

2 指定試験機関の指定は、省令で定めるところにより、試験事務を行うおととする者の申請により行う。

第十二条の五 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科衛生士試験委員（次項、次条及び第十二条の八において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第十二条の六 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二条の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十二条の二及び第十二条の三第一項の規定の適用については、第十二条の二第二項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十二条の七第一項」と、第十二条の三第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十二条の規定は、

条の三第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十二条の八 第八条の二第三項及び第四項、第八条の三から第八条の五まで並びに第八条の七から第八条の十八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第八条の二第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第十二条の四第二項」と、第八条の三及び第八条の七中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第八条の十三第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第十二条の五」と、第八条の十四第一項及び第八条の十八第一号中「第八条の二第一項」とあるのは「第十二条の四第一項」と読み替へるものとする。

第十二条の九 この法律に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に關し必要な事項、歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の指定及びその取消しに關し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、省令で定める。

第十三条の二の次に次の四条を加える。

第十三条の三 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第十三条の四 歯科衛生士は、歯科保健指導の業務に關して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

第十三条の五 歯科衛生士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科衛生士でなくなつた後においても、同様とする。

第十三条の六 歯科衛生士でない者は、歯科衛生士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第十四条を削る。

第十五条中「第十三条」を「第八条の七第一項（第十三条の八において準用する場合を含む。）」又は「第十三条」に、「一万円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 第八条の十三第二項（第十二条の八において準用する場合を含む。）」の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条中「六箇月以下の懲役又は五十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十一条の二第二項又は第十二条の六の規定に違反して、不正の採点をした者

第十六条第三号中「第十三条の二」を「第十三条の二から第十三条の四」に改め、同条に次の二号及び一項を加える。

四 第十三条の五の規定に違反した者

五 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第四号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 第十三条の六の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条の三 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の八（第十二条の八において準用する場合を含む。）」の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八条の十一第一項（第十二条の八において準用する場合を含む。）」の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第八条の十二（第十二条の八において準用する場合を含む。）」の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第十七条中「これを五十万円」を「十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（歯科衛生士免許等に関する暫定措置）

第二条 厚生大臣の告示する日までの間は、この法律による改正後の歯科衛生士法（以下「新法」という。）による歯科衛生士免許及び歯科衛生士の業務の停止については、新法第二条第一項、第三条、第七條第二項並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第六項中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、新法第六條中「厚生省に歯科衛生士名簿」とあるのは「都道府県に歯科衛生士名簿」と、新法第七條第一項及び第九條中「歯科衛生士名簿」とあるのは「歯科衛生士名簿」とし、新法第八條の二から第八條の十八までの規定は適用しない。

（歯科衛生士試験に関する暫定措置）

第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法による歯科衛生士試験については、新法第十一条及び第十二条の二中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、新法第十一条の二第二項中「厚生大臣は、厚生省」とあるのは「都道府県知事は、都道府県」とし、新法第十二条の三から第十二条の八までの規定は適用しない。

（旧法の規定等により歯科衛生士免許を受けた者）

第四条 この法律による改正前の歯科衛生士法

(以下「旧法」という。)第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者となす。

2 附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者は、附則第二条に規定する厚生大臣の告示する日(以下「告示日」という。)の翌日において、新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者となす。

(旧法の規定等による歯科衛生士免許証)

第五条 旧法第七条第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証は、施行日において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第七条第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証となす。

2 附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第七条第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証は、告示日の翌日において、新法第七条第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証となす。

(旧法の規定等による歯科衛生士名簿等)

第六条 施行日において、旧法第六条の規定による歯科衛生士名簿は附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六条の規定による歯科衛生士名簿となし、旧法第六条の規定による歯科衛生士名簿への登録は附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六条の規定による歯科衛生士名簿への登録となす。

2 告示日の翌日において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六条の規定による歯科衛生士名簿は新法第六条の規定による歯科衛生士名簿となし、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六条の規定による歯科衛生士名簿への登録は新法第六条の規定による歯科衛生士名簿への登録となす。

3 都道府県知事は、告示日の翌日において、前

項の歯科衛生士名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

4 指定登録機関が歯科衛生士の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(講習会)

第七条 歯科衛生士は、当分の間、厚生大臣の指定する講習会を受けるように努めるものとする。

(名称制限に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に歯科衛生士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、新法第十三条の六の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(旧法等による処分及び手続)

第九条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、施行日において、附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する新法中にこれに相当する規定があるときは、附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する新法によつてしたものとみなす。

2 この附則に特別の規定があるものを除くほか、附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する新法によつてした処分、手続その他の行為は、告示日の翌日又は附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日の翌日において、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(六)の次に次のように加

える。

(六)の 一 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)に

よる歯科衛生士名簿にする登録

イ 歯科衛生士法第七十一条(登録)の歯科衛生士の

登録

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数	一件につき九千円
登録件数	一件につき千円

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第十五条のうち登録免許税法別表第一第二十三号(六)の次に次のように加える改正規定中「別表第一第二十三号(六)」を「別表第一第二十三号(六)の二」に、「(六)の二」を「(六)の三」に改める。

(柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第三条中「第二章」を「第二章第一項及び第二章」に改める。

附則第十四条のうち登録免許税法別表第一第二十三号(六)の次に次のように加える改正規定中「別表第一第二十三号(六)」を「別表第一第二十三号(六)の二」に、「(六)の二」を「(六)の三」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百

五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三十三号を次のように改める。

第三十三 歯科衛生士の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第六条第三十三号の次に次の一号を加える。

第三十三の二 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、歯科衛生士法の一部を改正する法律案(衆議院)

(予備審査のための付託は同日)

一、日本労働協会法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一九九号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二〇一号)

一、重度戦傷病者とその支援に関する請願(第二〇三三号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二〇四号)

一、国立腎(じん)センター設立に関する請願(第二一〇五号)

一、看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願(第二一〇八号)
一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二二一〇号)
一、看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願(第二二二二号)
一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二二二三号)
一、消費生活協同組合の育成強化に関する請願(第二二四四号)
一、被爆者援護法の制定に関する請願(第二二七号)

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二二三七号)
一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第二三三九号)
一、年金制度改悪反対に関する請願(第二四四号)

第一一九九号 平成元年六月二日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 川崎市多摩区西生田二ノ三ノ八
豊田真砂子 外五百名
紹介議員 塩出 啓典君

脊(せき)髄空洞症は、原因不明で脊髄の中に水がたまり空洞ができる病気である。これにより、脊髄の中を通る神経線維が切断されたり圧迫されたりする結果、手がしびれて利かなくなる外、後頭部から上腕にかけて激痛を訴える人も少なくない。さらに、腕や手の筋肉がやせ筋力が低下していく。また温度や痛みも感じなくなり、家事を賄う主婦の患者で、気がついたら手に大やけどを負っていたという例が多い。現在治療法も未確立であり、患者の数も少なく長期にわたる治療が必要のため、患者の治療負担が大い。ついでに、この病気を特定疾患として難病指定されたい。

第一二〇一号 平成元年六月二日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 渡辺栄一 外五千名
紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二〇三号 平成元年六月二日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡皆野町皆野九八ノ一
二 金子武雄 外一名
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第六九四号と同じである。

第二二〇四号 平成元年六月二日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(四通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 田中弘 外四千三名
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二〇五号 平成元年六月二日受理
国立腎(じん)センター設立に関する請願
請願者 神戸市須磨区東白川台三ノ六一ノ
一ノ八 村田緯子
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第二二〇八号 平成元年六月三日受理
看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願
請願者 福岡県久留米市青峰一ノ九ノ三二
石本明敏 外九百九十九名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第二二一〇号 平成元年六月三日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 古賀知夫 外千名
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。
第二二二二号 平成元年六月五日受理
看護職員的大幅増員と労働・生活条件改善に関する請願
請願者 宮城県栗原郡瀬峰町大里字中原田
一一四 小野寺芳郎 外九百九十九名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第二二二三号 平成元年六月五日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(九通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九 小谷勝己 外八千九百九十九名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二二四号 平成元年六月七日受理
消費生活協同組合の育成強化に関する請願
請願者 静岡県田方郡函南町塚本五七ノ五
五 久郷淳子 外千六百三十六名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二二二七号 平成元年六月七日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 静岡県田方郡函南町塚本五七ノ五
五 久郷淳子 外千六百三十六名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第二二二七号 平成元年六月八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 大阪府東住吉区南田辺五ノ五ノ二
二ノ四〇二 大島眞佐子 外二万
二千名
紹介議員 下村 泰君

第二二二七号 平成元年六月八日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 大阪府東住吉区南田辺五ノ五ノ二
二ノ四〇二 大島眞佐子 外二万
二千名
紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。
第二二三九号 平成元年六月八日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町一ノ一六ノ四
松田愛子 外六百六十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二四四号 平成元年六月八日受理
年金制度改悪反対に関する請願
請願者 大阪府高槻市芥川町二ノ一九ノ七
村上高博 外八百八十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第二二五一号)
一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二二五三三号)(第二二五四四号)(第二二五五五号)(第二二五六六号)(第二二五七七号)(第二二五八八号)(第二二五九九号)(第二二六〇〇号)(第二二六六一号)(第二二六二二号)(第二二六三三号)(第二二六四四号)(第二二六五五号)(第二二六六六号)(第二二六七七号)(第二二六八八号)(第二二六九九号)
一、国民医療の改善に関する請願(第二二七三三号)
一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第二二七八八号)
一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第二二八一一号)(第二二八二二号)

第二二五十一号 平成元年六月九日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都田無市本町七ノ一八ノ二
〇ノ二〇六 小美濃弘 外三百九
名
紹介議員 多田 省吾君

第二二五十一号 平成元年六月九日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都田無市本町七ノ一八ノ二
〇ノ二〇六 小美濃弘 外三百九
名
紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第二二五三号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 広部健治 外千五百名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二五四号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区平野宮町一ノ一ノ三

砂田雅彦 外千五百名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二五五号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府東住吉区西今川四ノ八ノ六

西川サトコ 外千五百名

紹介議員 上田 耕一郎君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二五六号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府住吉区我孫子一ノ六ノ五

西林延子 外千五百名

紹介議員 小笠原 貞子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二五七号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府東住吉区西今川四ノ八ノ六

津田正義 外千五百名

紹介議員 神谷 信之助君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二五八号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区平野本町一ノ八ノ一

〇 三木光代 外千五百名

紹介議員 沓脱 タケ子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二五九号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区背戸口四ノ五ノ一二

加賀弘子 外千五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六〇号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府東住吉区今川七ノ五ノ二三

中村寛悟 外千五百名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六一号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 神戸市北区南五葉一ノ六ノ一

北田一天 外千五百名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六二号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区長吉六反一ノ一二ノ

三四 吉本市子 外千五百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六三号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区長吉六反二ノ一二ノ

一二 中田アケミ 外千五百名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六四号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府生野区田島五ノ一三ノ二

友井由利子 外千五百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六五号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府住吉区遠里小野三ノ七ノ五

池田泰雄 外千二百三十名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六六号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府生野区林寺四ノ二ノ二五

吉住一恵 外千名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六七号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区平野本町一ノ八ノ四

一角井文子 外千五百名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六八号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府平野区平野上町一ノ一六ノ

一九 古大工正一 外千五百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二六九号 平成元年六月九日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 大阪府東住吉区西今川四ノ八ノ六

西川正剛 外千五百名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二七三号 平成元年六月九日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 東京都千代田区外神田二ノ七ノ一

野村工

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第二二七八号 平成元年六月十二日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市舟倉町七六九

海原トミ子 外九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第七〇二号と同じである。

第二二八一号 平成元年六月十二日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願

請願者 東京都保谷市富士町四ノ二三ノ二

保谷勇 外百三十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二八七号 平成元年六月十三日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願

請願者 東京都保谷市新町三ノ四ノ二〇

石上克彦 外四百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

六月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願(第一三二五号)

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(第一三二〇号)

一、年金改悪反対に関する請願(第一三二二号)

一、年金・健康保険制度の改悪反対、改善に関

する請願(第一三二七号)(第一三三八号)(第一三三九号)

一、国民医療の改善に関する請願(第一三三五号)(第一三三六号)

一、年金制度改善に関する請願(第一三三七号)(第一三三八号)

一、脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一三六〇号)

一、看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願(第一三六五号)

一、保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願(第一三六六号)

一、脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一三七四号)(第一三七六号)(第一三七七号)(第一三八〇号)

一、年金の改善反対に関する請願(第一三八一号)

一、脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一三八五号)(第一三八九号)(第一三九一号)

一、脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一三九八号)(第一四〇三号)

一、パート労働法、育児休業法の早期実現に関する請願(第一四〇四号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第一四〇七号)

一、脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願(第一四一四号)

第一三二五号 平成元年六月十四日受理

厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願

請願者 東京都保谷市新町六ノ五ノ一四

白滝文男 外二百四十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二七一号と同じである。

第一三二〇号 平成元年六月十四日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市道場宿町四二ノ六

松田和也 外九百九十九名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第一三二一号 平成元年六月十四日受理

年金改善反対に関する請願

請願者 神戸市中央区楠町二ノ五ノ一二

湊谷つる 外百十二名

紹介議員 坂山 映子君

政府は、今国会に厚生年金の支給開始年齢を六十歳から六十五歳へ繰り延べることを柱とした国民年金法等の一部を改正する法律案を提出している。超高齢化社会を迎える我が国にとって、老後生活の支えとなる年金制度を強固にしておくことは、最重要課題である。特に、退職した高齢者が円滑に年金生活に移行するためには、雇用と年金の連携が強化されなければならない。しかし、政府は、国民の合意も得ておらず、将来の雇用保障を具体的に明示することも無しに、支給開始年齢を六十五歳に繰り延べようとしており、このような年金改善は断じて容認できない。ついで、豊かな社会をつくるため、国民生活を圧迫する年金改善に反対し、老後生活が豊かに営めるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、基礎年金への公費負担率の引上げ、年金積立金の自主運用枠の拡大、厚生年金への国庫負担繰延べ停止などの措置により、年金財源の安定確保を図り、厚生年金の六十歳支給開始年齢を維持すること。また、保険料の大幅な引上げは行わないこと。

第一三二七号 平成元年六月十四日受理

年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願

請願者 岐阜県不破郡垂井町梅谷四二三

中村至 外三千名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一三三八号 平成元年六月十四日受理

年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願

請願者 東京都北区王子二ノ二ノ六

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一三三八号 平成元年六月十四日受理

年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願

請願者 岐阜県養老郡養老町室原七四六

川地美代 外三千名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一三三九号 平成元年六月十四日受理

年金・健康保険制度の改善反対、改善に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡池田町本郷一、五二

三ノ四 矢野美千代 外三千八百三十一名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一三三五号 平成元年六月十四日受理

国民医療の改善に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市宮前六〇八ノ一一

田仲勝 外八十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一三三六号 平成元年六月十四日受理

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第一三三八号 平成元年六月十四日受理

年金制度改善に関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保二〇

一ノ二ノ三ノ四一〇 佐久間成昭 外八十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第一三六〇号 平成元年六月十四日受理

脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願

請願者 東京都文京区小日向三ノ一六ノ一

阿部俊昭 外四百九十九名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第一三六五号 平成元年六月十四日受理

看護職員の大増員と労働・生活条件改善に関する請願

請願者 熊本県菊池郡西合志町須屋一、九

一一ノ三 太田孝子 外三千二百二十三名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一七二号と同じである。

第一三六六号 平成元年六月十四日受理

保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化に関する請願

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第一三七四号 平成元年六月十五日受理

脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願

請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町野里一、八

一二ノ五 真行寺三夫 外百三十

九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第七部

社会労働委員会会議録第四号

平成元年六月二十日【参議院】

二九

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二三七六号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 埼玉県入間市宮寺二、二四二ノ二
長谷川明 外三百二十二名
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二三七七号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 東京都葛飾区鎌倉四ノ二八ノ一七
服部忠雄 外二百七十九名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二三八〇号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 川崎市多摩区宿河原四ノ一二ノ二
町田康明 外二百九十九名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二三八一号 平成元年六月十五日受理
年金の改悪反対に関する請願
請願者 岐阜県大垣市室町二ノ一七 青木 潔芳 外九百九十九名
紹介議員 馬場 富君
政府は、高齢化社会の進行とともに、公的年金全体の財政状況が窮乏するとして、昭和六十一年の年金水準の切下げに続き、労働者の定年制や雇用実態を無視した六十五歳への年金支給繰延べ、大幅な保険料の引上げ、収入の無い学生の国民年金強制加入などの年金制度改正を今国会で強行しようとしている。年金は、憲法で保障された社会保障の基本にかかわるものである。ついでには、労働者・国民生活を守るため、今国会での年金改悪に反対するとともに、現在の労使負担割合の改善・

国庫負担の増額等により財源を確保して、老後を安心して生活できるように、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、厚生年金・共済年金などの年金支給開始年齢の六十五歳繰延べは、現在の雇用状況を無視したものであり直ちにやめること。
- 二、保険料の大幅な引上げをやめ、負担割合を労働者五、使用者五から労働者三、使用者七に変更するとともに、国庫負担を拡充して将来の被保険者の負担を軽減するなど、国民の合意が得られるような負担構造とすること。
- 三、二十歳以上の学生の国民年金強制加入は、収入の無い学生にも保険料納付を義務付けるものであり撤回すること。
- 四、鉄道共済年金の赤字救済は、国・清算事業団及びJR各社の責任で行うこととし、労働者の負担増となる「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案」は撤回すること。
- 五、基礎年金の水増し上げ、国庫負担の増額など制度改善をすること。

第一三八五号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 埼玉県上尾市小敷谷九四八ノ五六
小坂橋健 外百八十八名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第一三八九号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 埼玉県三郷市幸房八三八 横山龍雄 外四百九十八名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第一三九一号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 千葉県茂原市茂原一、一四五ノ一 高柳妙子 外二百名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二三九二号 平成元年六月十五日受理
厚生年金の支給開始年齢引上げ反対に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町四ノ二四ノ一
ノ三〇一 市川うめ 外四百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二三九八号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 川崎市多摩区菅北浦三ノ一二ノ三
二 本間悦雄 外三百十九名
紹介議員 広中 和歌子君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第一四〇三号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 川崎市多摩区長尾三ノ七ノ八 松 高健寿 外四百九十九名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第一四〇四号 平成元年六月十五日受理
パート労働法、育児休業法の早期実現に関する請願(八通)
請願者 神奈川県相模原市大島一ノ一四
ノ二〇六 上野ヨシ子 外七千八百四十九名
紹介議員 中西 珠子君
我が国の労働人口に占める女性の比率は年々高まっているが(労働人口の約三人に一人が女性)、女性の雇用条件は向上していない。ついでには、女性が安心して働けるよう、次の事項を内容とするパート労働法、育児休業法の早期実現を図らねばならない。

一、パート労働法

神奈川県下における調査では、雇用総数の十・六％はパートタイムが占めている。企業側から見れば人件費の割安、雇用・解雇の容易性等がパートタイムを雇用する利点となっているが、労働者側から見れば雇入通知書を明示している事業所が二八・五％にすぎず、賃金、年次休暇、昇給等についてフルタイムとの格差があり、不安定な状況である。これらの不利な条件を克服し、パートタイムの労働環境を良くし、また、配偶者控除(現行九十二万を百二十万に増額)を繰り込むこと。

二、育児休業法
我が国の育児休業についての法律(出産後一年)は国公立の保母、看護婦、教師に限られており、しかも給与は保障されていない。また、昭和六十一年に男女雇用機会均等法が施行され育児休業制度が奨励されてきたが、同法に罰則が無いために実効性があるとは言えない。(一)すべての職種が一年間の育児休業をとれ、(二)休業中は有給としてその収入の六割を保障し、(三)男性にも育児休業がとれるようにすること。

第一四〇七号 平成元年六月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 石川県七尾市国分町井部五三 鷹 合美 外八十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第一四一四号 平成元年六月十五日受理
脊(せき)髄空洞症の難病指定に関する請願
請願者 東京都杉並区上井草一ノ五ノ一〇 大館国男 外九十五名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一一九九号と同じである。

平成元年七月一日印刷

平成元年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局